

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2021年3月11日他			
年会費名	総合社会福祉研究所 2021年度会費			
相手方	総合社会福祉研究所			
年会費支払目的	社会保障、保健、医療、生活環境などの課題を関係団体、個人が共同して研究活動を行い、国民利益と要求を実現する運動に寄与する。研究成果と情報を得て、政務活動・質問に活かす			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 社会福祉に関連する分野の調査、研究及び資料の収集を行い、機関誌「福祉のひろば」を通じて、調査・研究の成果、または収集資料を公表する</p> <p>◆本会の活動頻度 社会福祉市民講座や社会福祉研究交流集会の開催、自主研究会への強力などをすすめる。月刊「福祉のひろば」等で成果を公表</p> <p>◆参加者の状況 市民講座、シンポジウム等に参加。「福祉のひろば」誌から資料・情報を得て、得た知識、情勢を議会質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2400円	2021年度会費（21年4月～6月分）+振込手数料	/
	年会費	7281円	2021年度会費（21年7月～22年3月分）+手数料	126
合計 9681円（すべて政務活動）				
備考	添付資料：設立趣意書・規約、月刊「福祉のひろば」表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

総合社会福祉研究所

設立趣意書

社会福祉は、今戦後最大の転機を迎えています。ことに国民の民主的な運動によって実現させてきた社会福祉諸制度の原則や権利性が根本的に覆されようとしています。

政府・財界が「戦後政治の綱決算」路線の一環としてすすめている「社会福祉改革」は、これから社会福祉を、公的な制度による国民の権利として保障するのではなく、「民間活力」によって提供されるサービスを買うシステムに再編しようとするものであり、社会福祉への公的責任の放棄にはかなりません。すでに多くの社会福祉現場では、様々な規制や労働諸条件の改悪によって、利用者の権利を守れない事態がうまれています。

こうした制度改悪は国民生活との矛盾をますます深めており、社会福祉の民主的な拡充をめざす運動を発展させ、いのちとくらしを支える実践を導く社会福祉理論の確立は急務の課題となっています。また、21世紀にむけての社会福祉の未来をきりひらく科学的な展望の追究が強く求められています。

私たちは、以上の情勢と課題にこたえる民主的な実践と運動の社会的力量を基盤に総合社会福祉研究所を設立いたします。とりわけ、社会福祉法人大阪福祉事業材団は、雑誌「福祉のひろば」の発行、社会福祉労働者のための「基礎講座」、市民とともに学ぶ「社会福祉市民講座」とはじめとする研究活動を展開しています。そして、それらを飛躍的に発展せせるには、ひろく社会福祉の拡充を願う人びとの共同の事業にすべき段階にあることを確認するにいたりました。

同時に、この研究所は、社会福祉や関連する諸分野の運動の組織的な中軸となってきた多くの労働組合や諸団体の要求と共同の努力によってうみだされ、その研究運動を前進させる拠点となるものです。したがって、社会福祉と社会保障、保健、医療、教育、住宅、生活環境関連分野に係わる労働組合や諸団体が、共通の課題に基づき、国民の利益と要求を実現していく運動の発展に寄与していくものであります。

この研究所の役割は、国民生活の実態と社会福祉の労働と運動に立脚した研究を通して社会福祉理論の発展に貢献していくことです。そのためには学者・文化人の方々の協力が不可欠です。また、多くの研究機関、研究運動団体と手を携え、協力、共同して研究活動をすすめなければなりません。そして、何よりも社会福祉に関心をもつすべての人びとの参加・協力によってこそ、この研究所の役割が發揮されるのです。

以上、私たちは、広範な労働者、国民が主人公となり、多面的な研究活動を旺盛に展開しうる新しい拠点として、ここに総合社会福祉研究所を設立するものであります。

(1988年5月8日採択)

規約

第1章 総則

第1条（名称）この研究所は、総合社会福祉研究所という。

第2条（事務所）この研究所の事務所は、大阪市天王寺区悲田院町8番12号におく。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）この研究所は、すべての人びとのいのちとくらしをささえる諸権利・制度の発展に寄与するため、主として社会福祉及び関連分野の総合的な調査、研究を行い、その成果を広く普及することを目的とする。

第4条（事業）この研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 社会福祉に関する分野の調査、研究及び資料の収集。

2. 研究の成果を広く普及するための教育・学習活動。
3. 自主的研究会活動のための援助と協力。
4. 研究所報、研究紀要、その他刊行物の発行。
5. その他、目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

第5条（会員）この研究所の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員 この研究所に目的に賛同して入会した個人または団体。
2. 賛助会員 この研究所の事業を援助する個人または団体。

第6条（入会）会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込書を理事長に提出しなければならない。

第7条（会費）会員は、総会において別に定める会費規程により、会費を納入しなければならない。

2. 会員は、会費を1年を越えて滞納した場合、会員の資格を失うことがあるものとする。

第8条（退会）会員は、いつでも理事長に通告し、退会することができる。

第4章 役員

第9条（役員）この研究所に次の役員をおく。

1. 理事 20名以上30名以内（うち理事長1名、副理事長若干名とし、必要な場合は常務理事1名および常任理事若干名をおくことができる。）
2. 監事2名

第10条（役員の選出）理事および監事は、正会員のうちから総会において選出する。理事長、副理事長、常務理事、常任理事は、理事会において互選する。

第11条（任期及び補充）役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条（理事長）理事長は、この研究所を代表し、所務を統括する。

第13条（副理事長）副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたとき、その職務を代行する。

第14条（常務理事）常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、所務を処理する。

第15条（常任理事）常任理事は、理事長、副理事長、常務理事とともに常任理事会を構成し、所務の執行を推進する。

第16条（理事）理事は、所務の執行を決定する。

第17条（監事）監事は、この研究所の会計を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。

第5章 会議

第18条（会議）この研究所の会議は、総会、理事会、常任理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

第19条（構成）総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は理事をもって構成する。

3. 常任理事会は、理事長、副理事長、常務理事、常任理事をもって構成する。ただし、これらの常任理事会構成メンバーは、理事総数の3分の1を超えてはならない。

第20条（機能）総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
①事業計画及び収支予算
②事業報告及び収支決算
③その他、この研究所の運営に関する重要事項

2. 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
①総会の議決した事項の執行に関する事項
②総会に付議すべき事項
③その他、総会の議決を要しない所務の執行に関する事項

3. 常任理事会は、理事会の付託を受けた事項を議決するとともに、研究所の事業の企画・推進にあたる。

第21条（招集）通常総会は会期（2年間）ごとの開催とし、理事長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、理事長が招集する。

3. 理事会は、理事長が隨時招集する。

4. 常任理事会は、理事長が隨時招集する。

第22条（定足数）会議は構成員の過半数の出席によって成立する。ただし、委任状を提出した者は会議に出席したものとみなすことができる。

第23条（議決）議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは議長の決するところとする。

第6章 会計

第24条（経費）この研究所の経費は、会費、事業収入、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第25条（予算及び決算）この研究所の予算は、理事会の議を経て、総会の承認を得てこれを決定する。

第26条（会計年度）この研究所の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。ただし、2006年度については、4月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。

第7章 事務局及び委員会等

第27条（事務局）この研究所の所務を処理するために事務局をおく。

2. 事務局には、事務局長及び職員をおく。

3. 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て理事長が行う。

4. 前項に定めるもののほか、事務局に関する事項は理事長が別に定める。

第28条（専門委員会及び研究部会）この研究所の所務を執行するために、理事会の議を経て専門委員会及び研究部会をおくことができる。

第8章 名誉理事

第29条（名誉理事）研究所に名誉理事をおくことができる。

1. 名誉理事の任命は、理事会の同意を得て理事長が行う。

2. 任命の報告を総会にて行うものとする。

第9章 規約の変更及び解散

第30条（規約の変更）この規約は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得て変更することができる。

第31条（解散）この研究所は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

附則

1. この研究所の設立当初の役員は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は1990年3月31日までとする。

2. この研究所の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3. この研究所の設立当初の会計年度は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の日から1989年3月31日までとする。

4. この規約は、1988年5月8日より施行する。

(2) この規約は、1990年6月3日に一部改正した。

(3) この規約は、2002年9月28日に改正し、即日施行する。

(4) この規約は、2006年6月17日に一部改正した。

(5) この規約は、2008年8月30日に一部改正した。

(6) この規約は、2011年8月27日に一部改正した。

福祉のひろば 1

2022

特集
コロナ禍を経て、あらためて考える
自治体の責任と役割



編集 総合社会福祉研究所

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2021年5月6日他		
年会費名	奈良県統計協会特別会員（団体）2021年度会費		
相手方	奈良県統計協会		
年会費支払目的	統計協会のおこなう調査資料、統計資料を議会質問等に役立てるため		
按分率の説明	すべて政務活動		
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 (目的)は会則第3条のとおり (事業)は同第4条のとおり (会費)は同第23条のとおり</p> <p>◆本会の活動頻度 ・「奈良県統計年鑑」(年1回)、「100の指標からみた奈良県勢」、「奈良県産業連関表」「奈良県民経済計算報告書」の活用 ・機関誌「統計レポート」(月1回)に紹介される統計諸指標の活用</p> <p>◆参加者の状況 上記のとおり、統計資料、定期刊行物の活用</p> <p>資料、情報を収集し、議会の質問に活かす</p>		
経費	項目	金額	内容
	調査研究	5000円	20000円×1/4=5000円
	合計 5000円 (100%充当)		
備考	特別（団体）会員会費であることから会派を構成する4人で分担 添付資料：奈良県統計協会会則（部分コピー）、定期刊行物の表紙（コピー）		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

ISSN 0913-8528

俞和心齋處

余良鳳流衍金鑑

余良鳳流衍金鑑

奈良県統計協会会員規則

昭和 2年	2月 12日	総会議決
昭和 23年	8月 5日	改 正
昭和 24年	3月 5日	一部改正
昭和 28年	2月 7日	全面改正
昭和 29年	2月 26日	一部改正
昭和 30年	8月 25日	一部改正
昭和 31年	2月 26日	一部改正
昭和 34年	10月 1日	一部改正
昭和 39年	4月 24日	一部改正
昭和 45年	5月 22日	一部改正
昭和 50年	5月 13日	一部改正
昭和 51年	5月 27日	一部改正
平成 4年	3月 25日	一部改正
平成 8年	3月 19日	一部改正
平成 8年	4月 1日	一部改正
平成 9年	3月 19日	全部改正
平成 17年	4月 1日	一部改正
平成 18年	3月 17日	一部改正
平成 30年	6月 1日	一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、奈良県統計協会という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、奈良県統計主管課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、統計知識及び技術の向上を図り、もって、統計の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 統計に関する調査研究、講習会、講演会、大会等の実施
- (2) 統計機関誌及び統計に関する図書等の発行
- (3) 各種統計関係団体等の育成及び指導
- (4) 統計に関する図表等の募集及び展示会の開催
- (5) 統計功労者の表彰
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 この会は、奈良県及び県内市町村（正会員）並びにこの会の趣旨に賛同するもの（特別会員）をもって組織する。

2 特別会員に関し必要な事項は別に定める。

第4章 役員

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(役員の選任)

第7条 会長は、奈良県総務部を担任する奈良県副知事をもって充てる。

2 副会長は、奈良県統計主管部（室）長、奈良県市長会長及び奈良県町村会長をもって充てる。

3 理事長は、奈良県統計主管課長をもって充てる。

4 理事は、各市統計協会長及び郡支部長をもって充てる。ただし、市にあっては統計主管課長をもって充てることができる。

5 監事は、理事の互選によって決める。

(役員の職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事長は、常時会務を掌握し、会長及び副会長を補佐とともに、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 理事は、理事会でその権限に属する事項の審議に当る。

5 監事は、この会の会計を監査する。

6 会長は、その権限に属する事務のうち、別に定める事項を理事長に専決させることができることとする。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、会長、副会長、理事長及び理事にあっては、その者の在職期間とし、監事にあっては1年とする。

2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 事務局

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するため、事務局を置き、職員を配置する。

2 事務局の職員は、奈良県統計主管課の職員を充てる。

3 職員は、理事長の指揮を受けて、この会の事務を処理する。

第6章 会議

(会議の種類)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会)

第12条 総会は、役員及び正会員をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。ただし会長が認めるときは、理事会の開催をもってこれに代えることができる。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会で開催を決議したとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から開催の請求があったとき。
 - (3) 会長が特に必要と認めたとき。

(総会の附議事項)

第13条 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 会務報告
- (2) 第12条第2項によって総会の附議を必要とされた事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事で構成する。

- 2 理事会は、次の場合に随時開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の3分の1以上から開催の要求があったとき。
 - (3) この会則に定めるもののほか本会の運営に関する重要な事項

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃及び諸規程の制定または改廃
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 会費及び負担金に関する事項
- (5) 基金及び財産の管理に関する事項
- (6) 総会に附議する事項
- (7) その他会長が必要と認める事項

(会議の招集)

第16条 会議は、会長が招集する。

(会議の通知)

第17条 会長は、会議の開催7日前までに、当該会議の附議事項、日時、場所を示した書面をもって、当該会議の構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要すると認めた場合はこの限りではない。

(会議の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会議の定足数及び表決)

第19条 会議は、定数の2分の1以上の出席で成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 次の議事については、定数の3分の2以上をもって決する。

- (1) この会の解散
- (2) 財産の処分
- (3) 会則の改廃

(書面表決等)

第20条 会議に出席できない当該会議の構成員は、あらかじめ通知された当該会議の議決事項について、会議当日までに書面をもって表決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の適用については、その構成員は当該会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 会議の議事については、会議の議決事項、議事その他必要な事項を記録した議事録を作成しなければならない。

第7章 支部

(支部等の構成)

第22条 この会に、別表1のとおり支部を置く。

2 支部に関して必要な事項は別に定める。

第8章 会計

(会計)

第23条 この会の経費は、会費、負担金、事業収入、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 この会の会員は、別に定めるところにより、会費若しくは負担金を納入しなければならない。

(特別会計)

第24条 この会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(基金)

第25条 この会の收支決算に剩余金が生じた時は、その一部または全部を基金として積み立てることができる。

(事業計画及び收支予算)

第26条 この会の事業計画及び收支予算は、理事長が作成し、事業年度の開始までに、総会又は理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び收支決算)

第27条 この会の事業報告及び收支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告及び收支決算書を作成し、監事の監査を経た後、総会又は理事会の承認を受けなければ

ばならない。

(剩余金及び残余財産)

第28条 この会は、剩余金の分配を行うことができない。

2 この会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、地方公共団体に譲渡するものとする。

(会計年度)

第29条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 補則

(委任)

第30条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この会則は、昭和28年2月7日から施行する。

附 則（第8条・第9条・第10条、昭和31年5月29日一部改正）

この会則は、昭和31年5月29日から施行する。

附 則（第5条・第8条、昭和34年10月1日一部改正）

この会則は、昭和34年10月1日から施行する。

附 則（第4条、昭和39年4月24日一部改正）

この会則は、昭和39年4月24日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（第1条・第8条、昭和45年5月22日一部改正）

この会則は、昭和45年5月22日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（第9条、平成4年3月25日一部改正）

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（第1条・第8条、平成8年3月19日一部改正）

この会則は、平成8年3月19日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（第8条、平成8年4月1日一部改正）

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月19日全部改正）

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日一部改正）

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日一部改正）

この会則は、平成18年3月17日から施行し、平成17年9月25日及び平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成30年6月1日一部改正）

この会則は、平成30年6月1日から施行する。

(別表1)

奈良県統計協会支部一覧表

支 部	構 成 市 町 村
都市支部 奈良県都市統計協議会	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市
山辺 支部	山添村
生駒 支部	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町
磯城 支部	川西町 三宅町 田原本町
宇陀 支部	曾爾村 御杖村
高市 支部	高取町 明日香村
葛城 支部	上牧町 王寺町 広陵町 河合町
吉野 支部	吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2021年7月9日		
年会費名	奈良自治体問題研究所2021年度会費		
相手方	奈良自治体問題研究所		
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため		
按分率の説明	県や市町村の施策や調査報告、研究者や団体の研究・調査報告を収集し、解明、自治体への提言をもっぱら行う研究所であり、同会の資料、報告、提言、発行物はすべて政務活動に活用		
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 別紙、規約の「総則」のとおり、「自治体問題、地域問題に関する調査・研究および学習」をすすめる</p> <p>◆本会の活動頻度 課題別学習会、講座、シンポジウムの定期的開催 研究所機関誌「奈良の住民と自治」の発行（月1回刊）</p> <p>◆参加者の状況 定期的に開催される講座、シンポジウムなどに参加 「奈良の住民と自治」の購読と資料の活用</p> <p>情報を収集し、議会の質問に活かす</p>		
経費	項目	金額	内容
	2021年度会費	3600円	奈良自治体問題研究所年会費
	合計	3600円 (100%充当)	
備考	添付資料：機関誌「ならの住民と自治」表紙、規約（コピー）		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

ならの住民と自治

NO.339 2021・6・14

発行：奈良自治体問題研究所 〒639-1160 大和郡山市北郡山町246 大和ビル3F
奈良自治体労働組合総連合内 ☎ 0743-55-3060
《連絡先》：事務局 城 ☎ 携帯 090-5881-5126
《郵便振替口座》：00920-0-91468 奈良自治体問題研究所
《ホームページ》：<http://narajitiken.sub.jp>

自治体学校に参加しましょう 第63回自治体学校 inDVD+Zoom

先月号でお知らせしましたように、第63回自治体学校 in 宇都宮は、全体会を7月10日、11日に宇都宮市内で開催することで進められてきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大のため、急遽全体会を取りやめることになりました。

内山節先生の記念講演「コロナから何を学ぶか」と岡田知弘理事長の特別講演「コロナ禍2年目 地方自治をめぐる情勢と対抗軸」はDVDで視聴し、12分科会はZOOM学習となりました。

一堂に会することができるのは残念ですが、多くの分科会・講座に参加して一流の講師の講演をたくさん聞けるチャンスが広がりました。自治体学校に参加しましょう。既に申し込みは始まっています。別添のリーフレット、自治体問題研究所のホームページをぜひ見ていただき、申し込んでください。

奈良自治研は Zoom 分科会・講座を集団受講します

Zoomを利用されない方等のために、昨年と同様に奈良自治労連事務所をお借りして集団受講をすることにしました。集団受講する分科会・講座は、次の6分科会・講座です。

全体会の記念講演、特別報告を受けて分科会・講座が構成されていますので、集団受講を希望される方も事前に記念講演、特別報告を聞かれる方がいいです。事前に、全体会DVD+分科会資料集（会員3,000円）をお求めください。

集団受講するZOOM分科会は次の予定です。

- コロナ禍から考える子ども・子育て支援
- 水道広域化と民営化—広域水道に住民の声はとどかない
- 新型コロナで考える地域医療と公立・公的病院のゆくえ
- 全世代型社会保障と介護保険
- 瀬戸際に立つ地方自治
- 地域の公共交通を考える

*「午前」は10時～12時、「午後」は13時～15時

7月17日(土) 午前

7月17日(土) 13:00～17:00

7月18日(日) 午前・午後

7月24日(土) 午前・午後

7月25日(日) 午後 13:00～16:00

7月31日(土) 午前・午後

集団受講は、有料、1回500円です。

奈良自治労連事務所は広くはないため、三密を避けるため人数制限をする予定です。

受講は会員優先、先着順です。

7月11日(日)～14日(水)の間に、城 (090-5881-5126) までお申し込みください。

全体会DVD+分科会資料集（会員3,000円）は事前に自治体問題研究所にお求めください。

マスク着用、飲み物等持参、ゴミ持ち帰り厳守

* 奈良自治労連事務所には、来客用駐車場はありません。公共交通機関か、城ホール駐車場又は三の丸駐車場（有料）など周辺駐車場をご利用ください。

住所は、大和郡山市北郡山町246 大和ビル305 （大和郡山市役所から北へ数十メートル、3階への階段は入口正面ではなく、建物中央の階段でないと事務所に着きません。） Tel 0743-55-3060

奈良自治体問題研究所規約

第一章 総則

第1条 この研究所は、奈良自治体問題研究所（以下「研究所」という）といい、事務所を大和郡山市におく

第2条 この研究所は、自治体問題、地域問題に関する調査・研究および、学習活動を行い、地方自治の民主的な発展に寄与することを目的とする

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行ふ

- (1) 自治体、地域に関する調査・研究・啓発および資料の収集
- (2) 社会福祉、医療、教育、文化、地域・まちづくり計画、環境、地域経済、地域産業、行政の民主化、地方財政等、住民生活に関する諸問題について講座、講演会、研究会等の開催および講師の斡旋
- (3) 研究所報『ならの住民と自治』の発行
- (4) 「住民と自治」読書の学習と普及
- (5) 目的を同じくする各種機関、団体との協力および当該事業への参加
- (6) その他前条の目的を達成するための事業

第二章 会員

第4条 会員は次のとおりとする

(1) 正会員 目的に賛同して入会した個人または団体

(2) 賛助会員 目的に賛同し、これを援助する個人または団体

第5条 会費は次のとおりとする

(1) 正会員 個人会費は月300円

(2) 賛助会員 個人、団体、年額1口5,000円

第6条 入会の手續は理事会において行う

第三章 役員等

第7条 研究所に、次の役員をおく

(1) 理事長 1名

(2) 副理事長 若干名

(3) 常務理事（内1名は事務局長） 若干名

(4) 理事 若干名

(5) 監事 2名

第四章 役員の選出

第8条 役員は総会で選出する

(1) 役員の任期は1年とする。ただし、専任はおかない

この研究所に顧問をおくことができる

2 顧問は理事会において指名し、総会において承認する

3 顧問は随時理事会に出席して意見を述べることができる

第五章 会議

第9条 研究所の日常の事業・活動を円滑に行うため、事務局をおく

2 事務局員は、会員の中から事務局長が推薦し、理事会において承認する

第六章 会計

第10条 この規約は、2018年1月27日より施行する

この規約は、2000年1月29日 制定

2001年 1月27日 一部改正

2006年 1月28日 一部改正

2011年 1月15日 一部改正

2018年 1月27日 一部改正

第七章 規約改正および運用

第11条 この規約は議決権を有する総会出席者の3分の2以上の議決を経て改正するこ

とができる

第12条 この規約は議決権を有する総会出席者の3分の2以上の議決を経て改正するこ

とができる

第八章 附則

この規約は、2018年1月27日より施行する

この規約は、2000年1月29日 制定

2001年 1月27日 一部改正

2006年 1月28日 一部改正

2011年 1月15日 一部改正

2018年 1月27日 一部改正

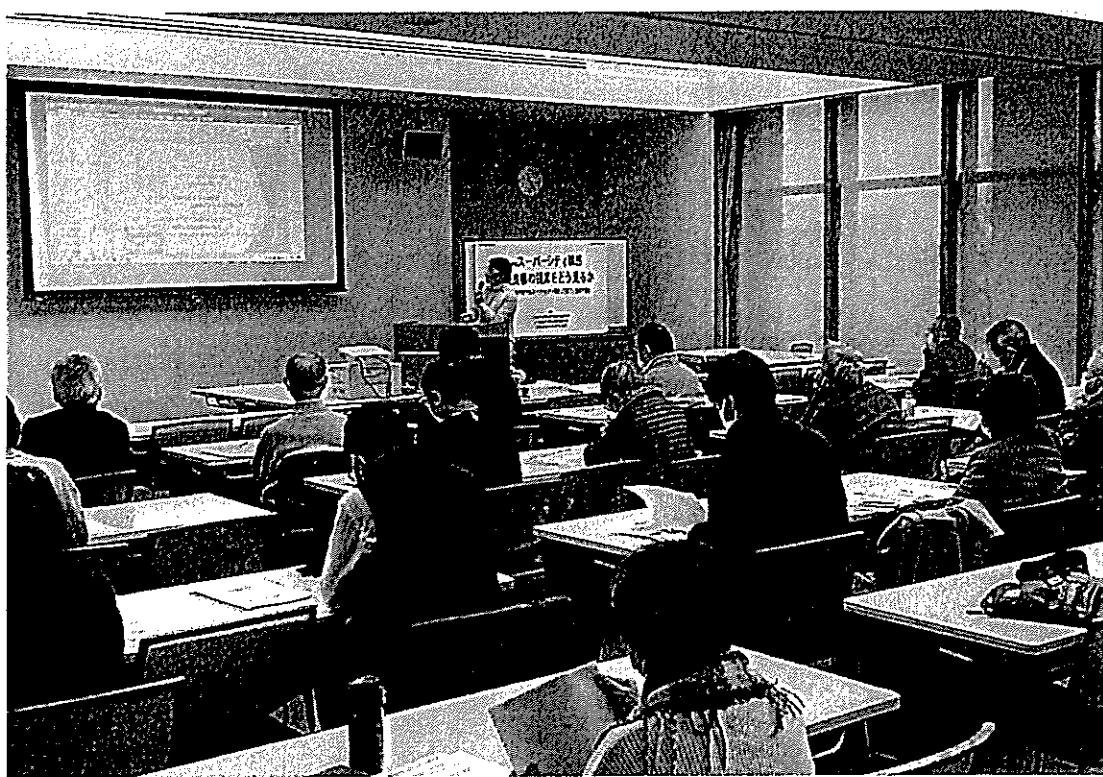
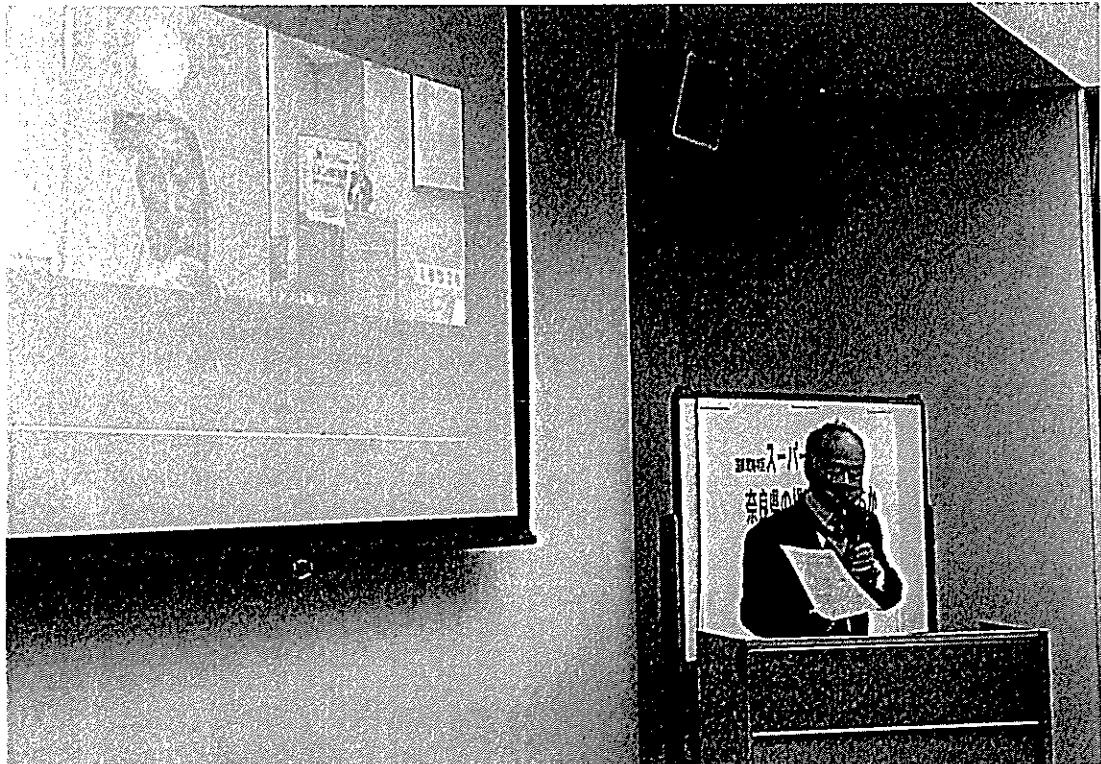
第11号様式の9（第5条関係）

政務活動記録簿（会議・意見交換会開催）

会派・議員名 山村 幸穂

年 月 日	2022年1月23日			
場所	田原本青垣生涯学習センター（磯城郡田原本町）			
会議名	大和平野中央スーパーシティ構想住民学習会			
相手方（人数）	関係地域住民・地方（県・町）議員他55名			
開催目的	奈良県の大和平野中央プロジェクト+国家戦略特区・スーパーシティ構想について関係地域住民（地方議員を含む）が学ぶ			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	<ul style="list-style-type: none"> 奈良県と磯城郡3町が推進する大和平野中央プロジェクトが、奈良県の主導性のもと、突然、「国家戦略特区・スーパーシティ構想」としてまちづくりの事業化がすすめられている。ところが、根拠法においても「住民投票」など関係住民とともにすすめるものであるのに、企業や首長への説明はおこなっても、そこに住む住民にはいっさい説明がされずに、進行している。 まちづくりの専門家（大学教授）を講師に、スーパーシティ構想とは？地域はどうなる？どんな課題があるのか？を学び、意見交換をおこなう。 55名（うち議員11名）が参加し、講師が1時間講演し、質疑応答をおこなった。関係住民に広く知らせ、幅広い議論につなげる。 			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	講演料	30000円+振込料660円	奈良女子大学教授・中山徹氏講演1時間+質疑	112
	合計 30660円（すべて政務活動）			
備考	添付資料：学習会提出資料、全景（写真）			

注 会議の次第や資料等を添付してください。



スーパーシティ構想住民学習会

とき／2022年1月23日

ところ／田原本町青垣生涯学習センター

*資料の日付が2022年2月23日となっているが、学習会開催日は2022年1月23日。学習会当日も、資料はこのまま、配布された。

2022年2月23日

スーパーシティの状況と 問題点 —奈良県の提案をどう見るか—

奈良女子大学
中山 徹

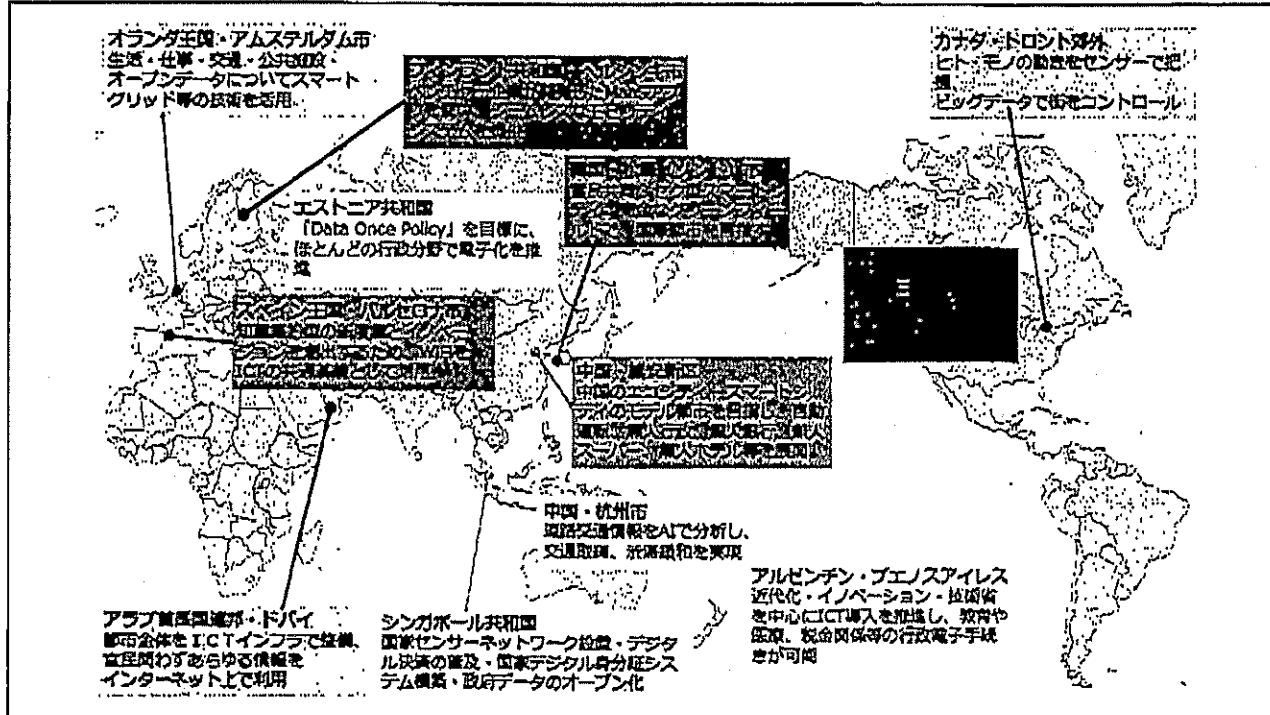
Ⅰ スーパーシティとは

①スーパーシティのスケジュール

- ・2019年：閣議決定
- ・2019年：廻査
- ・2019年：自治体からのアイデア公募、56団体から応募
- ・2020年5月：スーパーシティ法成立
- ・2020年12月～2021年4月：区域指定に関する公募、
31団体から応募
- ・今後、第2次公募を予定
- ・その後、区域指定、事業者の決定、住民の意向確認、基本構想
の提出

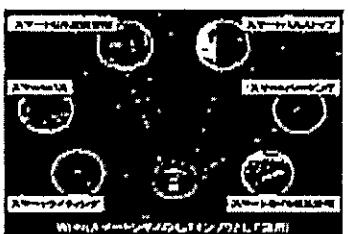
②スーパーシティとは

- ・スーパーシティ：情報技術とビッグデータを地域単位で連携させた未来都市
- ・国際的にみるとAIやビッグデータを活用した個別分野（エネルギー、交通など）での取り組みは見られる
- ・しかし、「まるごと未来都市」は実現していない
- ・日本でのスーパーシティは、移動、物流、支払い、行政、医療・介護、教育、エネルギー・水、環境・ゴミ、防犯、防災・安全のうち5領域以上をカバーする
- ・2030年頃に実現される未来社会



スペイン・バルセロナ市の事例

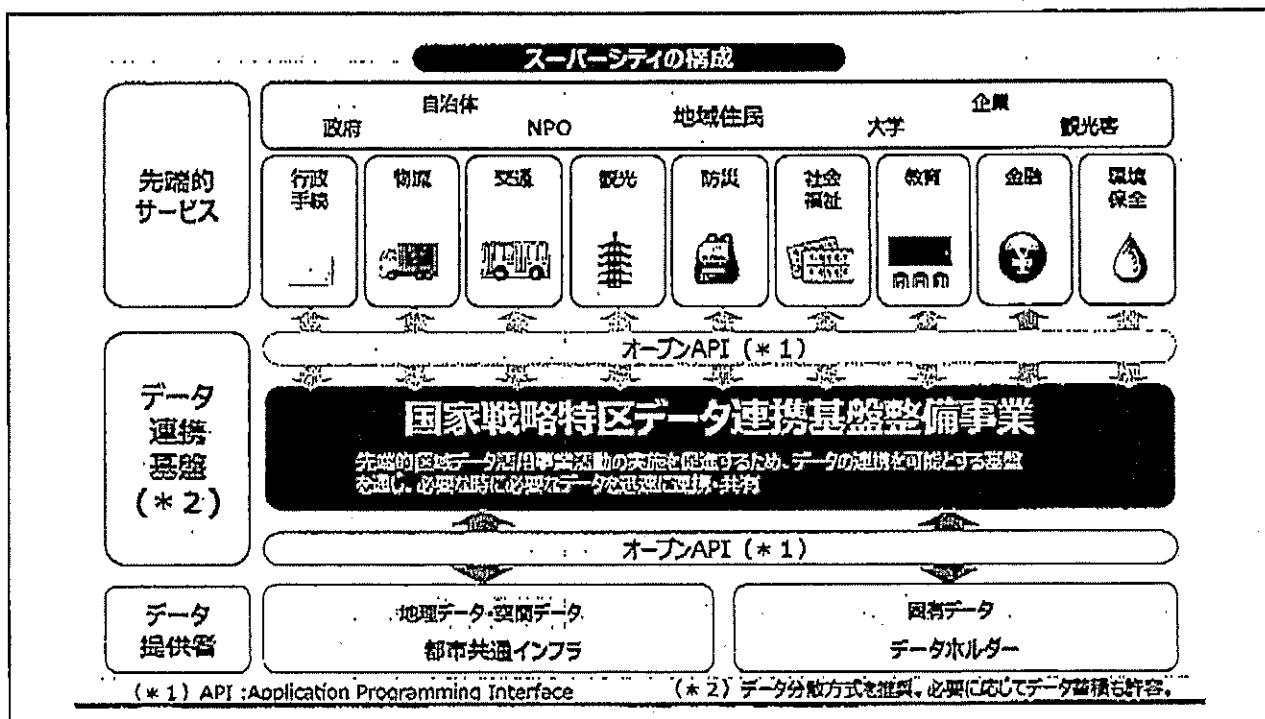
- Wi-Fiを都市のICT共通基盤として整備し、生活に変革をもたらす
プロジェクトが2000年より進行中
- スマートパーキング
 - ・駐車場の空き状況をセンサーで検知、Wi-Fiを経由し提供することで渋滞緩和・市の駐車場収入増加を実現
- スマートなゴミ収集管理
 - ・ゴミ収集箱の満杯/空き状況をセンサーで検知しWi-Fiにより提供することでタイムリーなゴミ収集が可能に



中国・杭州市の事例

- アリババ系列会社が行政と連携し、交通違反や渋滞対策にカメラ映像のAI分析を活用。ベンチャーによる無人コンビニも展開中
- 交通違反や渋滞対策にAI分析を活用
 - ・道路ライブカメラ映像をAIが自動で収集し、異常を認めた場合に警察へ自動通報（多い日で500件）
 - ・交通状況に応じ信号機の点滅を自動で切替え、一部地域で自動車走行速度が15%上昇
- 無人コンビニの展開
 - ・スマホアプリも必要としない顔認証でのキャッシュレス支払いが可能





II 31団体の提案概要

北海道更別村	茅野市	和歌山県、すさみ町
岩手県矢巾町	浜松市	岡山県吉備中央町
仙台市	愛知県、常滑市	東広島市
仙北市	大府市	広島県神石高原町
会津若松市	愛知県幸田町	山口市
つくば市	三重県内6町連携	高松市
前橋市	京都府、精華町、木津川市、宮津市、北九州市	
鎌倉市	大阪府、大阪市	熊本県、人吉市
小田原市	河内長野市	延岡市
加賀市	簽父市	石垣市
松本市		

応募者

単一市町村	25
都道府県+市町村	5
複数市町村	1
計	31

対象地域

市町村全域	24
特定地区*	7
計	31

*東北大學、夢洲、中部空港、工場跡地、郊外住宅地

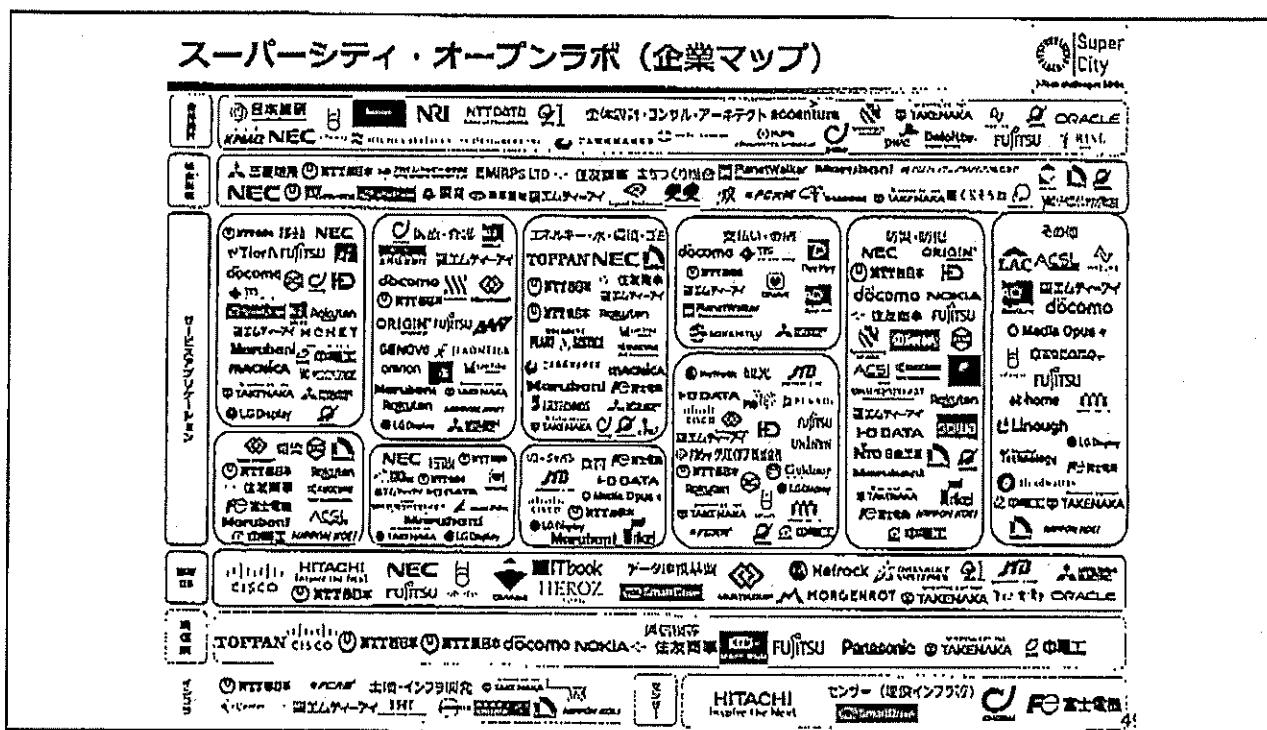
内容

	自治体数	%
移動	25	80.6
医療・介護	24	77.4
防災・防犯	20	64.5
物流	19	61.3
エネルギー、環境	16	51.6
教育	15	48.4
行政	12	38.7
支払い	11	35.5
農林業	8	25.8

III スーパーシティの問題点

① スーパーシティの狙い

- ・情報技術とビッグデータを組み合わせることで、新たなビジネスモデルを作り出す。
- ・その背景にあるのは、日本の情報産業は国際的に見ると大きく出遅れている。地域単位で新たなプラットフォームを作り出すことで、今後の世界をリードしたいと考えている。

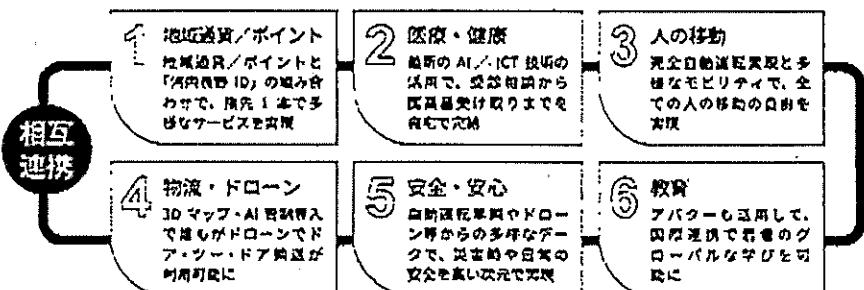


②技術革新に依存することで地域問題解決から目をそらしているのではないか

- ・AIとビッグデータを掛け合わせたら、様々な地域課題が解決するかのように描かれているが本当か？
- ・技術開発に依存しているが、大丈夫か？
- ・多くの自治体が移動、物流をテーマにしている
- ・その解決方法は多くが、自動運転の実現とドローン
- ・自動運転、ドローンによって、移動、物流問題が解決する？
- ・自動運転、ドローンを持ち出すことで思考停止に陥っているのではないか。

河内長野スバーシティの全体像

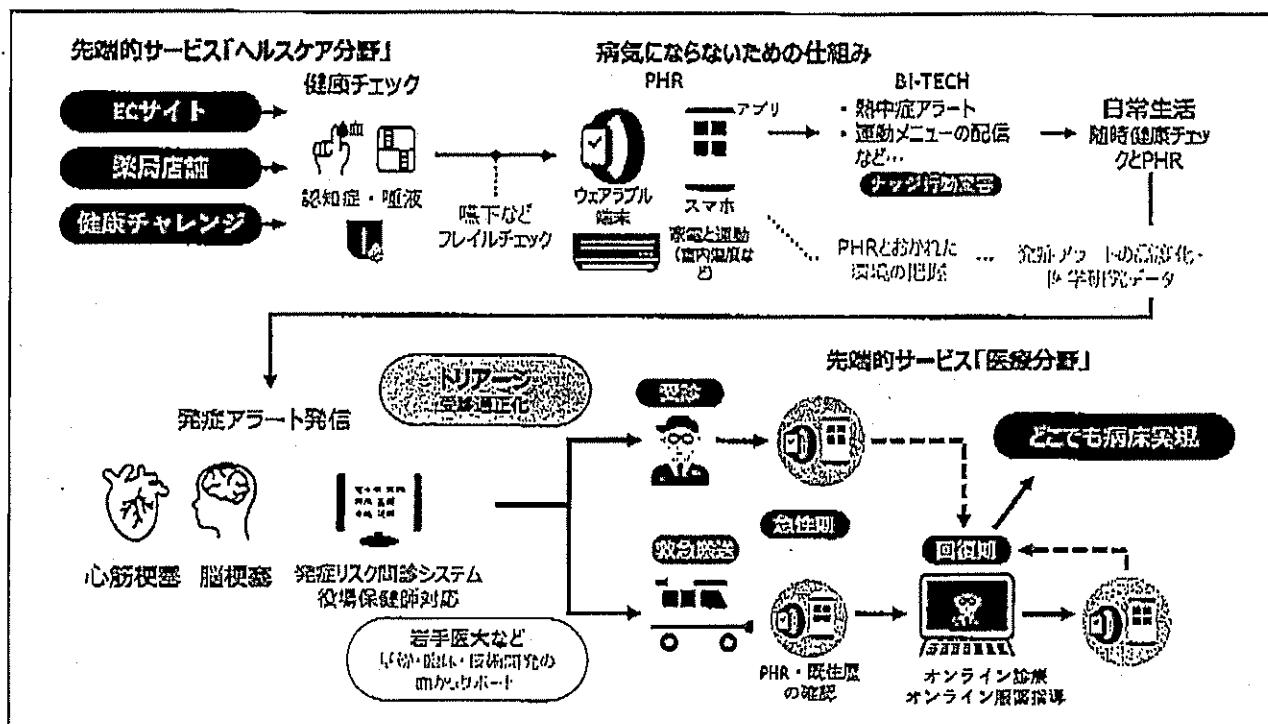
6つの先端サービス



- ・過疎地の医療も同じ
 - ・遠隔診療と不ローンによる薬の配達

③サービスを買えない市民の生活問題はどのようにして解決するのか

- ・スーパーシティは企業主導で進めるものであり、企業が求める対価が払えない層は、サービス利用から排除される
 - ・排除された市民の生活問題は誰が解決するのか
 - ・スーパーシティで提供されるサービスは情報技術を活用したものであり、情報技術が利用できなければ、サービスも利用できない。
 - ・情報格差がサービスの利用格差を引き起こす危険性が高い

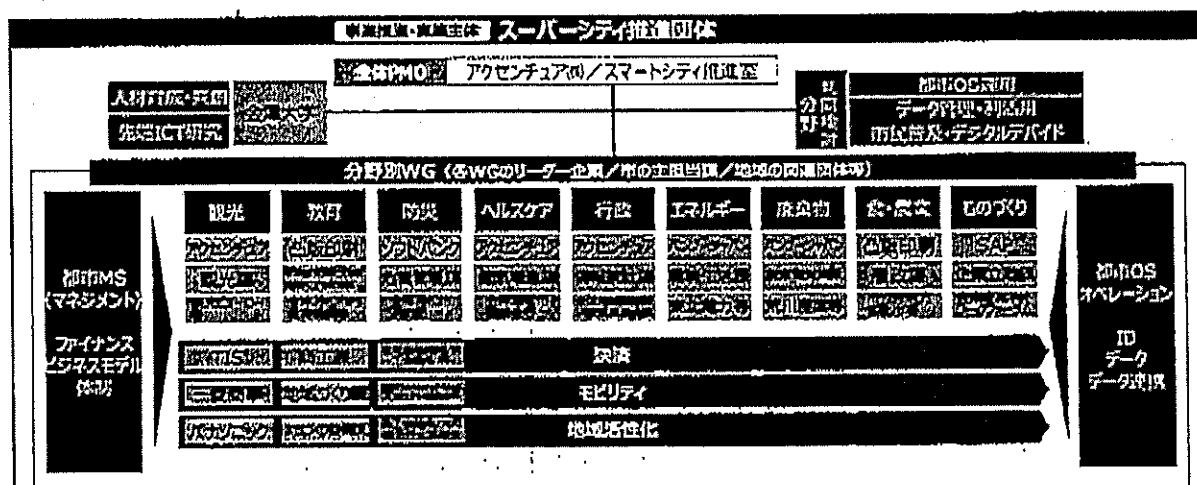


④技術革新で解決できない課題はどうするのか

- 必要な介護が受けられない、国保が高すぎる、住居が確保できないなど様々な問題があるが、それらは技術革新では解決できない。
- 新たなビジネスモデルをつくりだすことに主眼があれば、ビジネスモデルの対象とならない地域課題は解決されない
- そもそも政策でもたらされた課題は技術革新で解決できない

⑤企業が地域と市民生活をコントロールする

- ・スーパーシティの要：データ連係基盤整備事業
 - ・民間事業者が運営、行政にとってはブラックボックス化する可能性が高い
 - ・個々のサービスも民間企業主導で進める
 - ・従来は行政が全体を把握し、一部を民間に委託
 - ・スーパーシティーでは、具体的施策の内容を民間企業が決め、民間企業が提供



⑥住民の意向をどう判断するのか

- ・法28条の四、事業活動を実施する区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえなければならない。
- ・施行規則30条の4、意向を踏まえる方法については、次の各号のいずれかとする。
 - 一、区域会議の構成員及び住民その他の利益代表者で構成される協議会の議決
 - 二、議会の議決
 - 三、住民の投票
 - 四、その他

- ・未成年者、外国人居住者、来訪者の意向はどのようにして判断するのか
- ・いったんスタートしたスーパーシティを中止する手続きについては決まっていない。特に、住民の発議によって中止が可能な仕組みを用意する必要がある

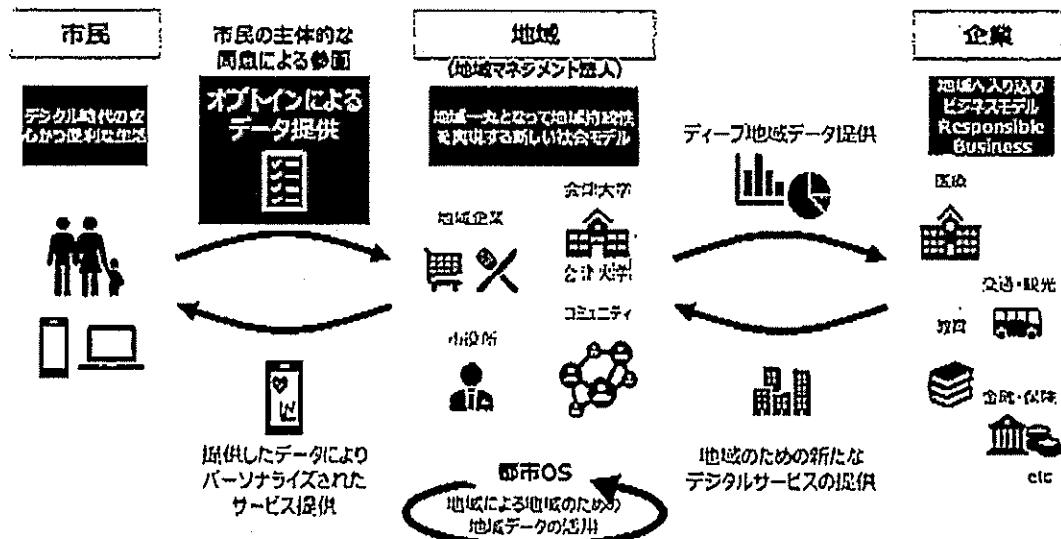
⑦ 参加しない権利は保障されるのか

- ・内閣府主催「スーパーシティ構想に関するシンポジウム」2020年7月27日で配布された資料、『スーパーシティに関する重要な留意事項について（案）』
 - ・ブラウンフィールドの場合、住民投票において同意が得られたサービスについては、投票の対象となった住民が全員利用することを原則とする。ただし、他に選択肢が無く、どうしても区域外への移転を希望する者が結果的に生じた場合については、こうした者への支援などの配慮も検討すべきである。
 - ・この文面を素直に読むと、参加しない権利は保障されない。参加しなくては転居せよ？ 署法違反ではないか？

⑧個人情報は保護されるのか

- ・市民はわずかな利便性と引き換えに、高度な個人情報を企業等に提供する
 - ・法28条の三、実施主体は地方公共団体の保有するデータであって区域データとして活用が見込まれるものを…地方公共団体の長その他の執行機関に対し、…提供を求めることができる。
 - ・法28条の三、前項の規定による求めを受けた地方公共団体の長その他の執行機関は…遅滞なく、当該求めにかかるデータを…実施主体に提供するものとする。

- ・ 提供した個人情報の利用範囲が厳密に守られるのか
- ・ その運用状況を提供した市民はどのように確認できるのか
- ・ 一度提供した個人情報の削除を求めることができるのか
- ・ そもそも提供した個人情報を完全削除できるのか



⑨情報流失の危険性

- ・内閣府、総務省、経済産業省関係国家戦略特区特別区域施行規則：データ連携基盤整備事業者に対して、サイバーセキュリティ対策等の安全管理基準を規定し、その遵守、適合を内閣府が確認する
- ・個人データの流出は過去何度も生じている
- ・デジタル情報なので一度流失したらおしまい。顔認証データが流失したら、その人の行動が監視カメラで一生、追及可能となる

⑩超監視社会に繋がるのではないか？

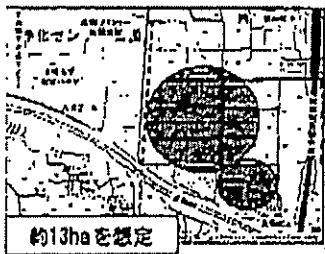
- ・情報機器、ビッグデータを警察が活用すると、超監視社会になるのではないかと危惧されている
- ・中国では実際に交通違反の取り締まりに活用されている

IV 奈良県が提案している スーパーシティ

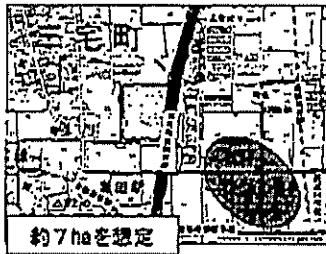
大和平野中央プロジェクト

・まほろば健康パークと連携した ウェルネスタウン（健康増進）	川西町下永地区
・県立大学工学系学部を核としたス タートアップヴィレッジ（産業の活性化）	三宅町石見地区
・スポーツ施設を核としたウェルネ スタウン（健康増進）	田原本町阪手北・ 西井上地区

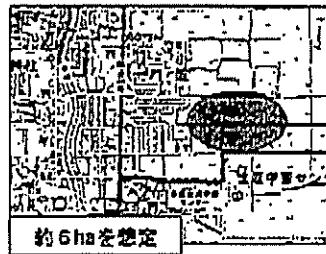
川西町下永地区



三宅町石見地区



田原本町阪手北・西井上地区



大和平野中央スーコーシティ構想

① 地域的な大和平野の創造	② 安全・安心まちづくり
1. 国立大学工学系第2学部の設置とスタートアップアソシエーション	9. 安全・安心まちづくり
2. 大和平野地盤適用戦略の実行	10. 産業の省力化、効率化、高度化
3. 犯罪前教育（＝就学前児童のこころと身体のはぐくみ）	11. 大和平野シーサイド・カルケ構造（エネルギー原発への実験）
4. 加成のりカジト教育	12. 大和平野中央デジタル化の推進
③ 地域連携による大和平野創造	④ 行政運営効率化
5. 新しいスポーツ施設の整備とウェルネスタウンの建設	13. 行政運営効率化と地方政治の見える化
6. 医療・地図包括ケア、健康増進、社会福祉の一貫的推進	14. 周辺東京駅の整備運営との連携
⑤ 地域内連携による大和平野の創造	⑥ 住民組織の構築（PPPの実行）
7. 周辺都市連携構想の実現	15. 住民組織の構築（PPPの実行）
8. 地域内移動の円滑化	

奈良県スーコーシティ構想を拝見した感想

- (1) スーコーシティは情報技術、ビッグデータを地域単位で連携させることで地域課題の解決を目指す
→大半の計画でこの要が読み取れない
- (2) スーコーシティのもう一つの要は規制緩和
→どのような規制緩和を求めるのかという記述がない

テーマ 1. 県立大学工学系第2学部の設置とスタートアップヴィレッジ

4 県立大学の新たな目標

県立大学においては、人生100年時代や技術革新の進展等を見据え、従来の大学＝若者の教育機関という役割に加え、誰もが生涯学び続けることができる社会人の学び直しのための教育機関としての役割を担いたい

Point

1 未来志向の教育環境

- 教員と学生同士の対話を基本とした少人数形態教育とクオーター制による集中的な学習により、科学的論理的思考力を育成
- 対面とオンライン授業を組み合わせたハイブリット方式を採用
- 地域資源につながるフィールドワークや実践実験を重視

Point

2 多様な教育体制

- 情報工学の教員に加え、ピタネスクールの教員など少人数形態教育を支える教員を確保。複数教員によるチームで授業を行う（チームティーチング）により、多様な学びを実現。
- 教員の元へトワーカや専攻、外国人講師の日本の卒業実績や児童等を可視化することにより、国内外の多様な人材を確保

Point

3 柔軟な専攻・学位設計

- 地域創造学部と新学部の複数専攻（グブルメジャー）や複数学位（ダブルディグリー）を設け
- 全国の公立大学や国内理工系4公立大学等との協働による相互認定度

Point

4 幼小中高大連携

- 県立大学附属幼稚園が、大学の授業やゼミ活動等に参画し、単位取得する早期修業制度を導入
- 早期履修制度の適用により、大学を早期卒業した学生を対象に、インターナショナル海外研修などの機会を提供
- 地域の小中学校等との交流により、特色あるSTEAM教育を展開

Point

5 学び直しとの円滑な接続

- 有能の中堅起業家やインターンシップや大学発ベンチャー立派など、実社会教育の実況により、国内企業等への円滑な就職や起業を促進

Point

6 社会人の学び直しの推進

- 社会人のキャリアアップ・チャレンジ等のためのリカレント教育を実施
- 地元企業等のニーズに応じたオーダーメイド型のPBL（問題解決型学習）プログラムを共同開発
- 社会人向けのがん検査を備えた大学院の設置も既野に検討

11

テーマ 1. 県立大学工学系第2学部の設置とスタートアップヴィレッジ

6 知的交流拠点の設置

スタートアップヴィレッジにおいては、村人（大学、研究機関等々）や訪問者の知的交流を可能とする交流拠点を設置

■ 知的交流拠点のイメージ図



交流サロン

オープンカフェ
前庭

レストラン

まち中交流拠点も活用

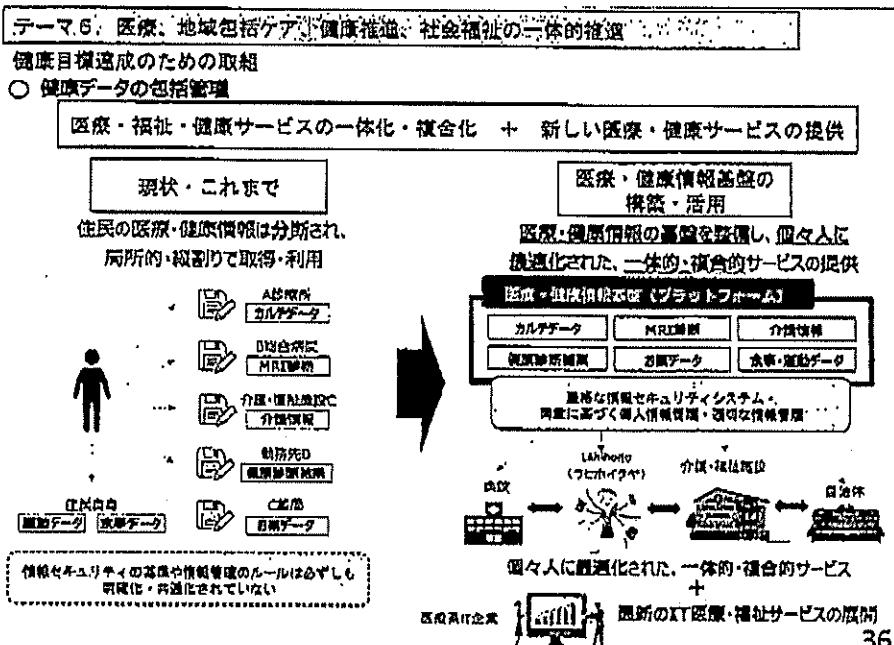
■ 知的交流拠点の例

- 知的来訪者を交えた常時交流機会の創出
- 著名人との交流、勉強会
- 産学官交流イベント
- 起業セミナーの開催
- テーマを設定した研究会、企業間交流会

等

13

- (3) 医療、健康、福祉分野については他市の計画とほぼ同じ
 (4) 移動、物流は自動運転とドローンに依拠
 (5) 住民の意向確認、個人情報の保護については言及がない
 あくまでもイメージだが、時間をかけて検討した内容かどうかや
 や疑問である
 ひょっとしたら大和平野中央プロジェクトの実現可能性を高める
 ため、スーパーシティに応募しようとしているのかもしれない



2 自動運転の活用等による移動、搬送の円滑化

①自動運転による地域間移動の円滑化

太和平野中央スマートシティ構想の推進と南部東部地域の課題解決を目指し、先端的な自動運転による地域公共交通サービスの創出を図る。

1. 事業概要

○高齢化等に伴い、住民の移動手段の選択や効率の向上が大きな課題。
コスト面や人材不足により、十分なサービスが提供できない。(移動の問題は、福祉・医療サービスの問題と密接に関連。)

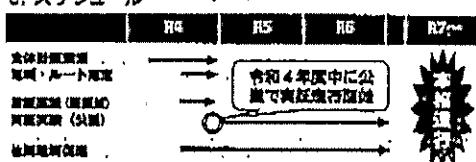


2. 進め方

○太和平野部と南部東部地域では、移動・輸送のニーズや道路運行の条件が異なり、地域の実情に応じた責任実践と住民理解が必要。



3. スケジュール



実施内容
-新規開拓実験・道場実験の実施実績、実験の実績出力は内閣の公明、本邦
等の認可、運賃実験の運賃実験、運賃の実績性向上
-実証実験・実験・実験実験
-実験実験

43

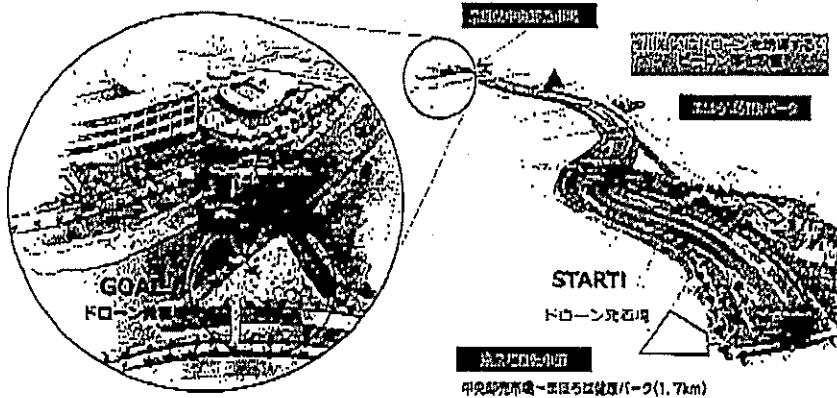
テーマ5 地域内移動の円滑化

④ 脱炭素の新市場への自動搬送

○ 近隣農場から新市場への自動搬送による効率化

・ドローンやリフト等を活用した自動搬送について、モデル実証
を検討。

(イメージ：川沿いに搬送)



47

V 今後のあり方について

①情報技術の発展を生活の向上につなげる仕組みづくりが重要

- ・情報技術の発展を否定しているのではない
- ・情報技術と高度な個人情報を結びつけ、企業の新たな収益源にしようとする仕組みが問題
- ・情報技術の発展を生活問題の解決に結びつけられるような仕組みが必要
- ・そのためには何が生活問題を引き起こしているのかを理解した上で、情報技術の活用を進めるべき
- ・同時に必要な全ての市民が情報技術の発展を享受できる仕組みが重要

②行政責任を明確にした事業展開

- ・情報技術の活用について、行政と企業との連携を否定しているのではない
- ・重要なのは、行政が主導し、議会も関わること。情報技術、個人情報の活用について、行政が全体的な計画を作成し、実施に責任を持つこと
- ・その上で、民間企業の協力を得て、民間企業の技術力を、生活問題の解決につなげるべき

③技術革新のみに依存せず、現実的な対策を検討すべき

- ・自動運転、ドローン、遠隔診療、遠隔授業etcがいつ実現するのか、全ての市民がその成果を享受できるのかは不透明
- ・現実に起こっている諸問題をどう解決するのかを具体的に考えるべき

④住民参加を徹底、個人情報の扱いは万全を期す

- ・地域問題の解決を進める場合、住民参加が不可欠である
- ・参加しない権利、途中で止める方法等もあらかじめ決めておくべき
- ・高度な個人情報を扱う場合は、自分の情報がどのように扱われているかを個人が把握できるようにする
- ・第三者機関を設置し、常に情報の取り扱いについてチェックすべきである

⑤奈良県の提案について

- ・大和平野中央プロジェクトの内容を慎重に検討すべき
- ・大和平野中央プロジェクトをスーパーシティとして展開する必然性は今のところ見いだしにくい
- ・仮にスーパーシティとしての採択を目指すのであれば完成度を高める必要があると思われる
- ・先に述べた条件を満たしつつ、スーパーシティとして進める場合、重要なのは地元の町が、主導権を握ること
- ・町が主導権を握らない限り、町民生活との関係が見えない

ご清聴ありがとうございました

参考資料

- ・内閣府地方創生推進事務局「スーパーシティ構想について」
2020年10月、2022年1月
- ・内閣府地方創生推進事務局「スーパーシティ区域の指定に関する地方公共団体からの提案」2021年4月
- ・奈良県「大和平野中央プロジェクトからスーパーシティ構想へ」2021年11月

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2021年5月11日他			
表題と発行部数	山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2021年4、5月号 (44600枚)			
対象者	奈良市民			
配布方法	新聞折込 (41100枚)、街頭配布・ポスティング等 (3500枚)			
発行目的	2月議会での本会議発言、委員会質問を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く			
按分率の説明	すべて政務活動			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 2月県議会における予算委員会質問の内容を広く県民に知らせ、意見を聞く。 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策の抜本的強化を求めて論戦した。奈良市内の事業者を訪問し、実情を聞き取り、県対策本部に伝える活動をおこなった。検査体制の充実、消費税率の引き下げなどを提案した。 不要不急の事業を見直し、県民生活と営業を守る施策の推進を求める予算組み替え提案をおこない、その内容を説明した。 地域住民の要求実現めざしておこなった議会報告・要求懇談会、県への要望を写真で紹介し、意見・要望を聞く。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷代	関西共同印刷所	170500円	44600枚分
	新聞折込代	奈良産経企画	126588円	@2.8円×41100枚分 ×1.1(消費税)
合計 297088円 (すべて政務活動、100%充当)				
備考	添付資料: 山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2021年4、5月号			

注 発行した広報紙を添付してください。

こんちは山村さちほです

山村さちほの県議会だより

■お持ちしています■ 山村さちほのブログ
毎日更新、随時更新、ご意見をよろしください。

【見直しを求める事業】

- ◆大企業向け企業立地補助金（9億円）
- ◆大立山まつり（6000万円）
- ◆平城宮跡の開発事業（13億円）
- ◆京奈和自動車道大和北道路（28億3000万円）
- ◆2000m級渋滞路建設設計（4億3000万円）



【提案した主な事業】

- ◆子ども医療費と福祉医療の窓口負担なしに（11億円）
- ◆大学生への給付型奨学金制度（1億2000万円）
- ◆後期高齢者医療保険料の経減（1億円）
- ◆国民健康保険の窓口負担軽減（1億円）
- ◆介護保険の利用料軽減（2億円）
- ◆学校給食地域化推進（1億円）
- ◆商店街リニューアル事業（1億円）
- ◆住宅リフォーム助成制度（1億円）
- ◆コロナで影響を受けた中小事業への事業継続支援（5000万円）

◆小学校3年までの3人学級実現（1億2000万円）

◆過疎地交通費助成制度（5000万円）

日本共産党提案 児童相談所の体制 強化を求める意見 書を採択

日本共産党が提案した児童相談所の体制強化を求める意見書を全会一致で可決しました。児童相談所は仙台市と比べて高校における演劇鑑賞の機会がきっかけで少ない実態が共有され、超党派で取り組んでいく課題だと認識されたものです。各高校で演劇鑑賞教室が開催されるよう、期待が高がっています。

お元気ですか

新型コロナウイルス感染症は「第4波」の発表です。この間の政府の無為無策、笨手拙手の対応によると今後も言ひ難いままです。

日本共産党は科学的な知識にもとづいた対策の実施、安心できる情報を探り返し強く求めてしましました。



春夏季でも新型コロナウイルスが増加し、医療のひつ迫も深刻です。

知事の記者会見のなか、県の対応ばかりは信頼が感じられないなど、多くの方が批判し不本意の声が止まりません。

懸命に頭張る医療機関の情を心から一つに「医師の命を守る」取組を強く求めます。

2021年4、5月
県議会報告版

日本共産党中央委員会
奈良市立大船町30奈良県議会内
tel 0742-27-5291
fax 0742-27-1492
e-mail naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

新年度予算審査・2月定期奈良県議会

子育てやくらしが実現する県予算に 日本共産党県議団が予算組み替えを提案しました

新型コロナウイルス感染症による大きな打撃をうけている中小零細事業者や県民のいのちと暮らしを守る予算の拡充が求められています。緊急の予算案は、五條市への300億円渋滞路建設、平城宮跡公園工事をとして新たに「体验館」の建設をはじめ、大型の公益事業が自負押します。

県議団はこのような不必要な事業を直ちに削減して、57億円を削減し、

このうちの一般財源の21億4000万円を直ちに子育てやくらしが実現する予算組み替えを提案しました。予算組み替えの約3.9%を削ったとしても、これら残念ながら他党の反対で否決されましたが、引き続き要望を現に願ります。



子育てやくらしが実現する
9%の組み替えをします
子育てやくらしが実現できます
山村さちほが提案

高校で演劇鑑賞を！

全会一致で請願を採択

公益社団法人日本演劇鑑賞教室からさせました、「高校等校における演劇鑑賞が高校生の人格形成に大きな意義をもつこと、奈良県は仙台市と比べて高校における演劇鑑賞の機会が少ないので実態が共有され、超党派で取り組んでいく課題だと認識されたものです。各高校で演劇鑑賞教室が開催されるよう、期待が高がっています。



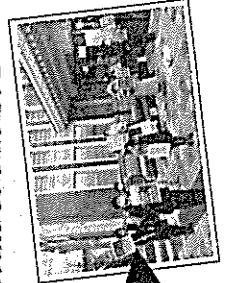
奈良県コロナ対策本部に着ぐる式登録を提出する日本共産党奈良県議会議員団

介護保険計画、国保一體化についての学習会 2021.2.15

今年4月から介護保険の第8期計画がスタートします。各市町村ごとに保険料が改定されますが、伸び立たせ金を活用して、これ以上の負担を軽減することや、済免制度の見直など制度改善にむけて、意見交換・学習会しました。

ネクスコ日本へ「第二回院内音響設備を求める」要望 2021.3.29

地域の住民の方から、「騒音で怒が開けられず夜には熟睡できない」「毎夜深夜に自覚する睡眠障害がある」と切実な訴えが寄せられ、いっしょにネクスコ西日本大阪事務所に要望にいきました。防音壁が完備するよう取り組みをすすめます。



毎月1回のアラカルトのモニターテークの3月、JR奈良駅前に次々と参加者が集まり、声が漏れこないアピールされました。



ネクスコ日本に要望する山村幸三議員（右端）

『生理の貧困』をなくす

新日本婦人の会の皆さんと県教育委員会、子ども・家庭局へ申し入れました。コロナ禍で生活に困窮する家庭が増え、生理用品が買つても学校を休む子どもたちがいることを守るために、県教育委員会は20年以上改善されていません。4歳児以上になると子どもたちの命を守り、豊かな保育を保障するためには保育士配当基準の見直しを強く求めることで、コロナ禍で離れて暮らす子どもの問題を解決するためには保育士の加配をどこからどう求めました。

児童生徒の健康と学びを支援するため学校に「生理用品」の配布と相談環境整備を求める要望 2021.4.6

学校のトイレに配置して、必要な子が無理で使えるようにするなど提案しました。市町村では災害時簡易トイレを配置しているところも多く、天災のコロナ禍のもと、衛生用品を活用することができます。

大規模な定期的PCR等検査実施と医療機関への汲取補填と信頼関係に基づいた病床確保対策を実現するための緊急要請書――「コロナ撲滅ため」へ奈良県の本気の取り組みを日本共産党奈良県議員団が第10次の申し入れ

コロナ感染症は急拡大して、奈良県でも医療ひつ迫が心配されています。議員団は知事あてに第10次申入れをおこないました。コロナ感染症が拡大するを奈良県が主導的におこなうよう求めるもの。主な要望は、①第4波への深刻な認識をもつこと、②ワクチン接種や個人情報のPCR検査実施、定期的な社会的検査の拡充を、③陽性者が出た場合の十分な補償と信頼構築、⑤中小企業者が事業を継続する老齢を、⑥今夏の東京五輪・パラリンピックの中止の決断を政府に要請することなどを求めました。

保育環境をよくして！

配当基準の見直しを求める。コロナ禍で結婚、出産が減少している年間800人を切るのでほど予測されています。県として安心してお産・育児ができる環境を整え、支援を求めていました。

若者若夫婦に踏み切れない理由は、経済的要因が大きく、正規雇用につかない、コロナ禍で職を失うなどの問題への対応が必要です。

日本は日本の保育士配当基準や施設が再認識されました。現場では感染予防と保育の両立に多忙を極めています。

基準は20年以上改善されていません。4歳児以上になると子どもたちの命を守り、豊かな保育を保障するためには保育士の加配をどこからどう求めました。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2021年5月11日他			
表題と発行部数	'日本共産党奈良県議会だより' 2021年5月 (No. 114) (125500枚)			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込 (113200枚)、ポスティング・駅頭配布等 (8200枚)			
発行目的	2月定例奈良県議会（予算議会）の提案、議論（質問）、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した（すべて政務活動）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 2月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、予算委員会の討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の抜本的強化、医療体制の拡充、県民の経済的負担軽減のための施策の推進を提案した。 不要不急の事業を見直し、予算を確保して、新型コロナ感染防止のための抜本的対策をおこなうことなどを含む奈良県予算案の組み替え提案をおこない、その内容を詳細に報告した。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	奈良産経企画	87164円	(@2.8円) 113200枚分 × 1.1 (消費税) × 1/4
	印刷代	関西共同印刷所	67100円	125500枚分 × 1.1 (消費税) × 1/4
合計 154264円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する(1/4) 添付資料：「日本共産党奈良県議会だより」2021年5月号 (No.114)			

注 発行した広報紙を添付してください。

1%の予算組み換えで、暮らしがんばりの事業が実現できます



【見直しを求めた事業】

- ◆大企業向け企業立地補助金（9億円）
- ◆新たなハコモノ「体験館」建設など平城宮跡の開発事業（13億円）
- ◆世界遺産と市民の暮らしをあるべき京都と自動車直火和北道築中の中の地下トンネルで負く京都府と自動車直火和北道築建設（28億3,000万円）
- ◆2,000台級骨走路整備計画（4億3,000万円）
- ◆拠点施設建設計画（4億3,000万円）

日本共産党県議会は議会

最終日、新年度予算案の組み替えを提案。山村幸恵議員が提案主旨説明を行いました。

不要不急の開発・緊民合

意のない事業など57億円

を削減し、そのうちの一般

財源21億4,000万円を

使って、子育てや暮らしき

応援する事業実施を提案し

ました。小学校の教員を1

5人増やすは、県内すべて

の小学校3年までのクラス

が35人以下学級にできます。

子ども医療費と福祉医療の窓口負担なし（完全無料化）

に（11億円）

◆大学生への給付型学生金制度（1億2,000万円）

◆国民健康医療保険料の緩減（1億円）

◆介護保険の利用料軽減（2億円）

◆学校給食地盤強度（1億円）

◆商店街街ニユーアール事業（1億円）

◆生毛リバーモン貼付制度（1億円）

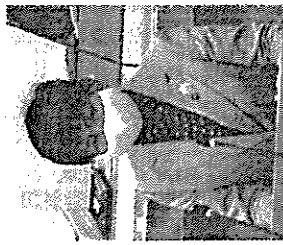
◆コロナで影響を受けた中小事業への事業継続支援（50

00万円）

◆教員15人を増員して、県内すべての小学校3年までの

3,5人学級実現（1億2,000万円）

◆適時面接会話通販制度（5,000万円）



【提案した主な事業】

- ◆子ども医療費と福祉医療の窓口負担なし（完全無料化）
- ◆世界遺産と市民の暮らしをあるべき京都と自動車直火和北道築建設（28億3,000万円）
- ◆2,000台級骨走路整備計画（4億3,000万円）
- ◆拠点施設建設計画（4億3,000万円）
- ◆新規事業開拓支援（1億2,000万円）
- ◆小学校3年までの学習環境整備（1億円）
- ◆市町村ごとに教員を1人確保すれば小学校3年まで実施できるとして実施を適切に実施（1億円）
- ◆「玉置愛実践団」による人の教育環境整備のための予算組み換えを提案しました。予算組み替えは間違った配分でした。

また、県が五條市内に建設予定の浜北地区の防災施設について、「国は、南海トラフ地震の際の空からの大規模な救援活動が想定されている」と指摘し、「滑走路建設ありき」ですすめる県の姿勢を批判しました。今井議員は西和田区三郷町が主導権を握る移転が検討されていることを踏まえて、「現地での建て替えべき」と指摘しました。

日本共産党奈良県議会だより
2021年5月 NO.114

日本共産党奈良県議会議員会
会長 山村さちほ
副会長 今井光子
議会議員 小林あづみ
議会議員 大田あゆみ
Eメール naraken-leo@forest.ocn.ne.jp

コロナ第4波 契約林感染増
大規模な社会的PCR等検査実施で
「封じ込め」を!
医療機関や事業所支援は
十分な補償とともに

共産党奈良県議団
第10次申入れ

新型コロナウイルス感染拡大は
3月下旬より再度急激に第4波の
兆候です。今こそ無症状感染者を
検査を抜本的に拡充することが最務
です。同時に陽性反応が出た場合
に安心して休んだり事業所や商
店で起きるもう十分な補償が必要
です。また、国が設置する全額で
「1日1万件」という目標をクリア
し検査を抜本的に引き上げること
も必要です。感染力が強いとされる
変異株の発生を警戒せねばなりません。
3月30日現在では奈良県内でも既例の
際には、変異株の疑いを鑑認す
るPCR検査を全陽性者の3割
程度行つていますが、変異株の
特徴など正確な情報の周知徹底

が要です。
コロナ感染症は拡大して、奈
良県でも医療ひっ迫が心配されて
います。日本共産党奈良県議団は
4月21日、知事あてに第10次申
入れをおこないました。
△第4波への深刻な認識をもつ
てマスク・換気や「密」を
止めました。



県民の命を守る支援や少人数学級実現を
施設運営に着手あります
コロナのせ

今井光子議員
が
代表質問

閣を指摘。社会的定期的な検査実
施を強く求めました。

△気温が高まっている35人学級に
ついて「県独自に教員を1人確保
すれば小学校3年まで実施でき
ることで実施を適切に実施でき
ました。

△玉置愛実践団は人の教育環
境のための予算組み換えを提案
しました。予算組み替えは間
違った配分でした。

また、県が五條市内に建設予
定の浜北地区の防災施設について、「
国は、南海トラフ地震の際の空
からの大規模な救援活動が想定
されている」と指摘し、「滑走
路建設ありき」ですすめる県の姿
勢を批判しました。今井議員は西和
田区三郷町が主導権を握る移転が
検討されていることを踏まえて、「
現地での建て替えべき」と指
摘しました。

第11号様式の5（第5条関係）

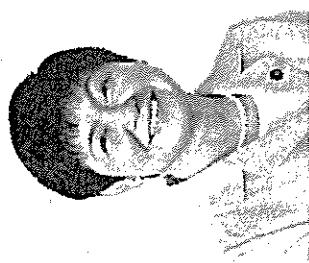
政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2021年9月9日他			
表題と発行部数	山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2021年8月号 (43400枚)			
対象者	奈良市民			
配布方法	新聞折込（40700枚）、街頭配布・ポスティング等（2700枚）			
発行目的	6月議会での本会議発言、委員会質問を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く			
按分率の説明	すべて政務活動			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 6月県議会でおこなった代表質問の内容を広く県民に知らせ、意見を聞く。 感染拡大抑え込みのための大規模検査実施、大阪への通勤者・通学者の希望者に無料の検査実施などおこなうよう要望。本気の抑え込みに取り組むよう求めた。 保健所削減をやめ、高規格大型道路建設計画を見直し、環境に配慮した生活道路の改修などを促進する政策の転換を求めた。 議会運営の申し入れなど県、県議会への要望内容を写真で紹介し、意見・要望を聞く。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷代	関西共同印刷所	179300円	43400枚×1.1(消費税)
	新聞折込代	奈良産経企画	125356円	@2.8円×40700枚分×1.1(消費税)
合計 304656円（すべて政務活動、100%充当）				
備考	添付資料：山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2021年8月号			

注 発行した広報紙を添付してください。

こんにちは 山村さちほです



山村さちほの県議会だより

毎日更新、読者の意見、ご意見もお寄せください

山村さちほ

お元気ですか

新型コロナウイルス感染症の拡大がとまりませ
ん。政府の対応は、国民には緊急事態だと目醒を求
めながら、一方では国際的な大イベント・オリン
ピックの開催進行で、まったく矛盾しています。

國民に命の危機が迫り、生活苦に陥る人がいる
中、政治は向をやるべきか。命を守るために警笛
先にすう立場を取るのかが問われています。
こんな政治を嫌うたじめ願つ多くの皆さんと連
絡して、頑張ります。

2021年8月
県議会報告版

日本共産奈良県議会内
奈良市菅原大路町30奈良県議会内
t e l 0 7 4 2 - 2 7 - 5 2 9 1
f a x 0 7 4 2 - 2 7 - 1 4 9 2
e メール naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

6月定例議会 代表質問しました

むしろピックより命を守る政治を

感染抑え込みにPCR検査
規模に実施を

奈良県での新規感染者は、第1波
92人、第2波533人、第3波2
793人、第4波480人(6月
26日現在)とリバウンドするた
びに増加。今後、インバウンドの登
録が増加するなか、感染抑え込みの
対策が重要です。

奈良県は「大阪由来の感染者が
6割で大阪からの鉄道駅周辺に
集中している」と分析していますが、
運動・通学・買い物などを大阪由来の
希望者は全く無断でPCR検査キットの配布・回収するなどして検
査を乞うことばかりながらと指摘。
知事は「PCR検査は重要な認識をして
いる」(大阪に通勤している人も近
くの医療機関で検査できること)と告
げ。さらに「厳密に大规模な検査
を起こさず求めましたが、知事は「検査は完全でない。マスクが大
事」と述べました。奈良県の検査能

力が5000件/日をこじて、県警
に行われている検査数は日々本でも
160件、西日本は多くて約30
件しか実施してこない現状です。

オリパラ中止、コロナ対策
に万全を

新型コロナ感染症対策に力を集
中して、むしろピックは中断すべき
と懇に求めよう質問

知事は、安否申込大会を開いて
は準備されており、中止は求めま
せんと答へました。



東京外環自動車道の工事によって既設した生活道路

工事との因果関係を認め工事は
ストップしてほしい。
東京都自動車道も同様のシ
ルド工事を実施して2本のトンネル
道路が建設される計画です。
そもそも丘陵の土壌がかかる、
それがトンネルで世界遺産の平城
宮跡下木原を削除するものある道
路は、今後の人口減少のむど必要性
が認められません。大深度地下トン
ネル工事の安全確認が複数、危険性
が明らかにならなければ工事は中
止すべきです。県民の安全を守ら
ねばとも、固くしてリスクを十分調
査把握して情報公開するもう求め
ました。知事は、国土交通省などから
スコットランドが、安全工事を実施し
ていただけと要請している。情報收
集につとめて、住民への説明協力
いたぐる奉ります。

県主導の資団について

生稲の復園について解消のため
に生稲の牛糞堆肥化による養
殖システム平等への取組をやめよう
にすめるのかをただし、県内の市
町で取り組まれている牛糞堆肥の無
害化、トイレへの整備の取組を一
過性にやめよう求めました。

そのほか、国の進め行政のテシ
タ化、県域水道一体化について質
問しました。



代表質問にたつ山村幸恵議員
代表 大深度地下トンネル
施設計画のリスク調査実
施を



春議会議員
山村さちほ

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸穂

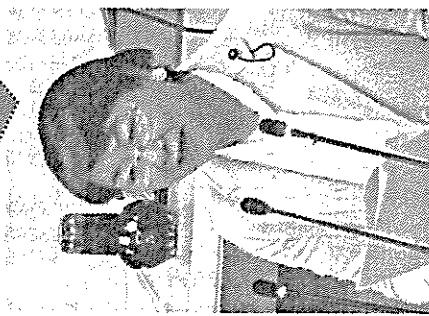
年月日	2021年9月10日他			
表題と発行部数	'日本共産党奈良県議会だより' 2021年8月 (NO. 115) (124350枚)			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込 (113200枚)、ポスティング・駅頭配布等 (11150枚)			
発行目的	6月定例奈良県議会における提案、議論（質問）、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した（すべて政務活動）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> コロナの感染拡大がいっこうにおさまりを見せず、感染拡大が広がる中の6月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、討論、意見書提案などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 県民生活を直撃するコロナ禍に対して、「命と暮らし最優先に」検査体制の抜本的強化、医療体制の拡充、県民の経済的負担軽減のための施策の推進を提案した。 市民を調査・監視する法律「土地利用規制法」の採決という事態のなか、関係住民に注意を呼び掛けた。 読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	奈良産経企画	87164円	@2.8円×113200枚分×1.1(消費税)×1/4
	印刷代	関西共同印刷所	66550円	124350枚分×1.1(消費税)×1/4
	合計 153714円 (100%充当)			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する(1/4) 添付資料：「日本共産党奈良県議会だより」2021年8月号 (No.115)			

注 発行した広報紙を添付してください。

五輪中止を政府に求ることなど緊急署名を提出

新型コロナ感染拡大は第5波の様です。専門家の意見や国民の方々に耳を傾けず、五輪開催を強行した政府の責任は重大です。コロナ禍で皆成に立つ労働者や中小企業者らが置き去りにされています。引き続き、命と暮らし最優先の対策を求めて参ります。

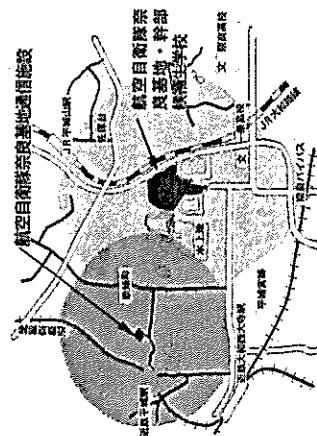
日本共産党は1月当初から「五輪は中止しコロナ対策優先を」と訴えています。5月には4000筆を超える緊急署名を県に提出しました。



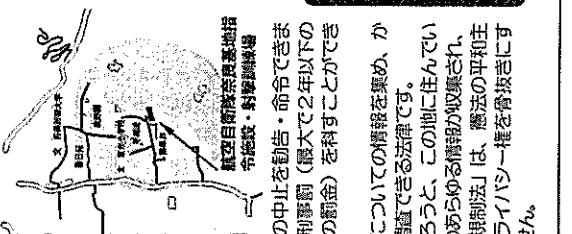
奈良県保健所設置条例の一部改正は、内吉野保健所を廃止し吉野保健所と統合するのですが、新たな吉野保健所は県全体の約64%という広大な地域を管轄することになります。

自衛隊要塞の周辺1キロ圏のすべての市民を調査・監視する

土地利用規制法は廃止を



自民、公明、維新の各党が国会で採決を强行した「土地利用規制法」は、米軍や自衛隊施設などの周囲1キロ（地図中の網掛けの地域）では廿九郎の所有者、利用者を調査でき、施設の「機能を阻害する行為」があれば土地利用の中止を勧告・命令できます。命令に応じない場合、刑事罰（最大で2年以下の懲役または200万円以下の罰金）を科すことになります。



日本共産党奈良県議会だより NO.115

8月 2021年

日本共産党奈良県会議員団
県会議員 山村さち子
県会議員 今井光子
県会議員 小林栄二
県会議員 太田あづみ

Eメール narakken-ip@forestdoor.jp

630-5019奈良市北新町3番1号
TEL 0742725291 FAX 0742721492

新型コロナ感染症 第5波 命と暮らし最優先の对策を



- 東京オリンピック・パラリンピックは中止し、命を守ることを最優先に！
- ワクチンの大規模な接種をすすめること！
- コロナ封じ込めによる十分な補償！
- 中小企業者が事業を継続できる十分な措置！
- 医療機関への導入補助金を踏み切り、病床確保するためのあらゆること！

今井光子議員が討論

開会しました。

議論はこのうち「保健所設置条例の一部改正」、「新広域道路交通計画」が反対議案に反対し、今井光子議員は討論を行いました。（他会派の議員には賛成しました。）

コロナ禍のもと、保健所は廃止ではなく、充実を

保健所は薬法25条が間に義務付けた「公衆衛生の向上及び保健」を担う機関です。過疎地域の自治体が、新業務の追加や専門職員の不足で対応に苦しむ中、県保健所は当済の取り組みをサポートし、住民に満足したサービスの充実が一層求められています。

今後は、経済のグローバル化による新しい感染症への対応なども求められます。コロナ禍で重要な役割を果たす保健所は、劣化こそされ残らざるべきではありません。

「リニア」「高速規格道路」「優先道路」はなく、身近な生活道路の充実を

「新広域道路交通ビジョン」「新広域道路交通計画」には、人口減少社会で県人口は既に131万人であるにも関わらず、県人口1人

40万人アーティア新幹線と高速道路・高規格道路整備を中心とした内容です。

県内では身近な生活道路の充実を求める声が広がっています。とくにわざわざ遠くまで車を運転する

国道16号線、16号線は作

16号線などによる通行規制は昨年、がけ前回もおり、16号線で55回、16号線で30回も

16号線で55回、16号線で30回もあります。また地元温帯化に沿る社会を考えると、早く遅くに行く道ですが、がんばりながらも地元環境にやさしく安全な生活を楽しむ社会にふさわしい計画が必要ではないでしょうか。

また200メートル歩道

有する大駒広域防災拠点施設は大見通しも立ついません。土盛りは大雨などによる土砂災害の危険が大きく、反対します。

沖縄戦没者の遺骨が立てもうな 沖縄県に次いで全国2番目の採択

同地には5,911人の奈良県出身の犠牲者も

講会最終日、「沖縄戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求めれる意見書」が採択されました。沖縄県に次いで全国2番目の採択です。マスコミにも注目されています。沖縄県に次いで全国2番目の採択です。マスコミにも注目されています。沖縄県では20万人の島、命が犠牲になりました。

特に糸満市など沖縄県南部の一帯には、奈良県出身者591人の戦没者をはじめ、多くの戦犠性者が眠っています。

同地には「鎮國の塔」が建立されていますが、そのすぐそばには奈良県民が建立した「大和の塔」(1967年1月建立)もあり、毎年おこなう慰霊祭が開催されています。

政府(防衛省・沖縄防衛局)は、この沖縄戦跡固定公園を含む糸満市、八重瀬町の山野の土砂を採取して、辺野古の基地建設の工事に使用する計画を発表しました。遺骨收集もすすんでいます。

戦没者の遺骨を含む土砂を新基地建設の埋め立てに使用することは、犠牲となつた人々の尊厳を冒涜し、「物言わぬ」戦没者を2度殺すような、人道に反する行為です。

遺族の方々や国民の悲憤は計り知れず、絶対に許すことはずで

きないとし、1、沖縄戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋

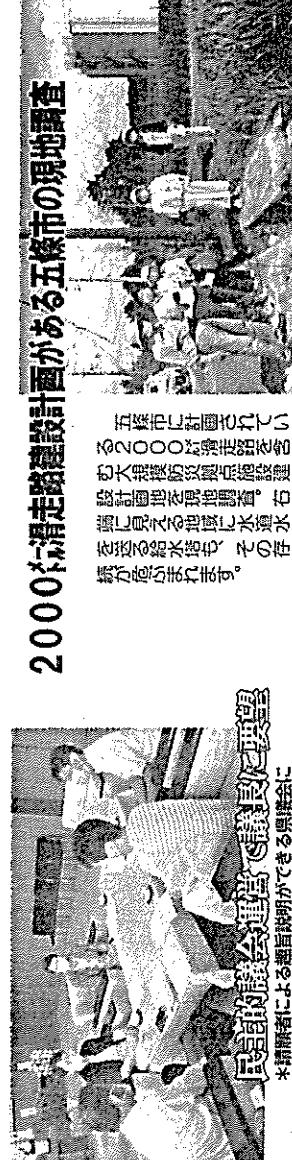
め立て等に使用する計画の中止を国に求める、2、遺骨の収集は国の責任

で早期に行う、よう求めています。

「生理の貧困への支援を」 日本共産党提案の意見書を全会一致採択

6月講会では上記の意見書を含め、5つの意見書が採択されました。

日本共産党は「コロナ禍における」生里の貧困への支援を求める意見書」を、小林豊代議員が提案しました。意見書では、①生理用品が必要だが購入できない人々などに身近な公共施設で受け取りやすい体制を整備することで、学校や公共施設のトイレ等へ設置すること、②教科教諭らに、日常的に生理をはじめ心や体の悩みを気軽なく相談できる環境を整備するよう求めています。



2000本が済走路設計図がある五條市の現地調査

五條市にて計画されている2000本の済走路を含む大規模防災拠点施設を現地調査していきます。その存水右端に見る給水塔や、その存水左端に見る2000本の済走路を含む大規模防災拠点施設を現地調査していきます。

オリノビン中止、コロナ对策を最優先に

山村義典議員が代表質問に立ち、中止を政府に要請するよう求めるとともに、庄内真が6ヶ月を含め、燃費削減に集中していることを分析していることからも、大阪への通勤通学者の希望者には難解でPCR検査をうけられるよう

にし、庄内駅で検査キットを配布・回収するなど効率的な対策が必要だと求めました。

と求めました。また、山村議員は広島県などが実施して感染拡大抑制の効果を上げている大規模検査の実施

虚偽申請の平群町メガソーラー開発を追及

昨年10月、東京都の庄内地区で高速道路「東京外環状道路」建設工事が建設中の大深度のトンネル2本を地盤工事で陥落事故が発生。工事は

発電施設の開発を追及しました。

太田議員は、今年4月に平群町長



が一般質問に立ち、「平群町長の求めに応じて、計画変更に伴う説明会を開催すべき」と繰り返し追及。しかし、都長は同じ答弁を繰り返しました。

また、事業者が数値を公表した中

断片類を提出し、県がそのまま開発

を認めていた問題について、都長は

の地正不正な手段により許可を受け

て開発を行なったものにあたる」と

として調査にて工事停止などの指

示をしていると言えました。

太田議員は「明らかに偽装で、人

命にかかる重大な問題だ」と厳しく指摘し、緊急の財政対策を強く求

めました。

太田議員はこのほか、コロナ禍を

受けての奈良県地域防災計画の見直

しや、生活困窮者への支援、大和川

流域の総合治水対策などについて質

を求めました。

荒井知事は「検査だけでは万全ではない。感染させないためにはおそらくマスクが一番大事となると述べ、安全性の大規模検査の実施に積極的な態度で終結しました。

また、山村議員は社会問題になっている「生理の貧困」解決について、生理用品の無償配布を一過性にしないための文書とともに女性の生理、健常についての正しい教育、社会全般的理解をうながすことを求めました。吉田教育長は性教育や生理に関する学習が現場任せになっている現状を改善したいと答えました。

山村議員はこのほか、県城北道一

化計画や行政デジタル化的問題点などについて質問しました。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2022年1月11日他			
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2021年12月（NO. 116） (125100枚)			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込（113200枚）、ポスティング・駅頭配布等（11900枚）			
発行目的	9月定例奈良県議会における提案、議論（質問）、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した（すべて政務活動）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 2022年奈良県当初予算案の編成時期にあわせて、県民から寄せられた県政要求の実現を予算要望書にまとめ、知事に提出。予算要望の内容を知らせ、知事との懇談の様子を知らせた。 国家戦略特区・スーラーシティ構想が県内磯城郡3町を中心に急浮上したことなどをうけて、関係地域に知らせ、地方自治破壊がすすみ、家計状態や健康状態まであらゆる個人情報が守れないようなまちづくりになることに警鐘をならし、学習を呼びかけた。 9月議会での代表質問、議案に対する討論、意見書提案と採択について詳報し、ともに運動を進めるなどを呼びかけた。 読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	奈良産経企画	87164円	@2.8円×113200枚分×1.1(消費税)×1/4
	印刷代	関西共同印刷所	67375円	125100枚分×1.1(消費税)×1/4
合計 154539円（100%充当）				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する（1/4） 添付資料：「日本共産党奈良県議会だより」2021年12月号（No.116）			

注 発行した広報紙を添付してください。

意見書

日本共産党奈良県議会が提出する今井光子議員の意見書

子どもの歯の矯正治療に保険適用を

日本共産党議連が提出する今井光子議員の意見書

意見書を提出する今井光子議員

正規の職員・専門職員の増員を要求 小林照代議員が決算認定に反対

令和2年某県食糧事業人議
出決算の認定で、小林照代議員が反対討論をおこないました。

新型コロナの感染拡大が

ひろがる中、令和2年度当初予算には県独自の新型コロナ対策費は僅かに盛り込まれず、一方大型開発である2000万円超走路を巡る大型設備などと建設事業費は大幅に増加しました。また決算では人件費が4億1千万円減少。定額減と

あるべき県職員への賃上げをめぐらされましたが、県職員はこの5年間で約3000人減らされました。

この間、県議会は、この5年間に

公立小学校の児童数が減少してしまったことや、県内市町村の児童数も減少

しています。これがコロナ対応によるものではありません。これは、

県議会が認めた結果です。この間、

公立小学校の児童数が減少してしまったことや、県内市町村の児童数も減少

しています。これが、

この間、



頼むのあるとどこへでも

日本共産党奈良県議会

奈良の竹川川上野が堆積地を造成し、高田山本村に汚泥を貯めました。

近郊の

川が溢れています。

現

在地を造成し、高田山本村に汚泥

を貯めました。

近郊の

川が溢れています。

現

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸憲

年月日	2022年2月14日他			
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2022年1月（No. 117） (124900枚)			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込（113200枚）、ポスティング・駅頭配布等（11700枚）			
発行目的	11月定例奈良県議会における提案、議論（質問）、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く			
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した（すべて政務活動）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民にいっさい説明も納得を得る努力もせずに、磯城郡3町のまちづくりの事業に、知事が国家戦略特区・スーパーシティ構想をぶつけてきたことを告発。個人情報保護や災害、教育、福祉、交通など地方自治体のこれまでの努力を反故にし、地方自治を壊そうとしていることを本会議質問で追及した。地域住民に知らせるだけではなく県民に広く知らせ、住民の間での学習と住民本位の本当のまちづくりをすすめる住民の運動を呼びかけた。 ・今夏の参議院選挙で投票率全国1をめざすよう、県の呼びかけた。民主主義のバロメーターであり、このことを目標とするのは尊い。 ・11月議会での代表質問、議案に対する討論、意見書提案と採択について詳報し、ともに運動を進めるなどを呼びかけた。 ・読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込代	奈良産経企画	87164円	@2.8円×113200枚分×1.1(消費税)×1/4
	印刷代	関西共同印刷所	68200円	124900枚分×1.1(消費税)×1/4
合計 155364円（100%充当）				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する（1/4） 添付資料：「日本共産党奈良県議会だより」2022年1月号（No.117）			

注 発行した広報紙を添付してください。

平野町のメガソーラー開発

県は林地開発許可の取り消しを住民が請願を提出

太田あつし議員が採決をやめる



平野町のメガソーラーをめぐる企画展で、代表者が提出して工事が停止している木が防災設備をほとんど設置せずに伐倒したため土砂流出があつたと指摘。議員の採決を求めていた。平野町では林地開発許可の取り消しを求める請願には応じられませんでした。建設工事で生存する木は、有効活用されれば問題ありませんが、山林等へ伐倒されるなど、土砂崩れ、粉じんの飛散、生態系の破壊など、社会問題になります。

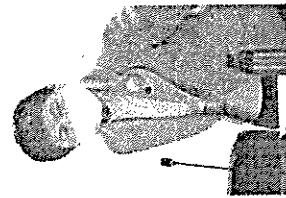
昨年7月に発生した熱海市の土石流災害は、建設工事による盛り土造成の危険性を改めて警戒を呼びました。

日本共産党中央委員会よりは賛成となり、委員長採決に先立つ委員会審議で賛成されました。

最終日の本会議で木田議員は、「開発申請のため伐倒する決意です。」と答弁されました。

一般職の期末手当引き下げ案例に反対

「民間等への影響大きく、コロナ禍のもと奮闘する職員の意欲を奪うもの」



東京・1~5月分の引き下げを勧告し、引き下げが提案されました。現在東京職員の月例給は特例で減額されており、民間止マイナス6万6千円となっています。今回の引き下げは昨年度に続き、今後もマイナス6万6千円となってしまいます。

山村善紀議員は討論に立ち、この公務員の一時俸について政府は労働者が大きい」と実施を見送った。全国では江戸川区が実施を見送った。

引き下げ圧力となり、地域報紙への掲載している市民や民間への影響を察していながら、地域報紙への打撃となる貨上げを求める労働者の願いにも逆行することを述べました。

特別職こそ引き下げを

●井井光子議員は、議論の系譜を示すと、「日本維新の会は、これまで引き下げを主張する日本維新の会にむかって『特別職も二級減額は賛成です』と答弁しました。」と、同様に合せた引き下げを」と、同様に合せた引き下げを」と述べました。

選舉は市民が直接自分たちの代弁者を選ぶハローメーターです。唯一の方法で、民主主義の投票率が6%で断後3番目の低投票率。そんな中、先の都議選は全国の投票率が56%で断後7位でした。ちなみに、全国1位は山口県の59%と前回選挙よりアップさせ、全国7位でした。

奈良県では5.9%と前回選挙より5%で、県内でも市民連合を中心とした投票率が上がりました。投票率上位に貢献しました。

投票率で全国1位めざさせ
井井光子議員 代表質問で結果を示せる

井井光子議員は代表質問で、「健康新幹線日本一」などを掲げた結果、来年の参院選で、奈良県が、民主主義のハローメーターである投票率全国1位を獲得しました。(前面に掲載記事)

政治に興味がない人でも投票所に行けないという方が増えている、高齢化が進む中、投票した人が投票所で投票できるようになります。投票所へのアクセスの問題もあります。投票所の設備や記帳台の改善など、「投票所の環境」、今の「詫び式投票」を「記号式投票」(自治体レベルではすでに4県で実施事例がある)にしてはどの提案もされているところであります。今井議員は、具体的な改善案を示し、次回、参院選で投票率全国1位を目指します。

熱海の土石流災害を繰り返さないために建設残土の適切な対応を求める意見書を全会一致採択

日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」が全会一致で可決されました。

建設工事で生存する木は、有効活用されれば問題ありませんが、山林等へ伐倒されるなど、土砂崩れ、粉じんの飛散、生態系の破壊など、社会問題になります。

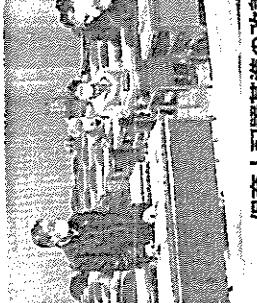
昨年7月に発生した熱海市の土石流災害は、建設工事による盛り土造成の危険性を改めて警戒を呼びました。



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

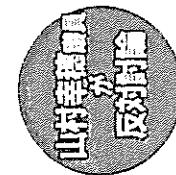
日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を



出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

日本共産党中央委員会は、日本共産党中央委員会が提案した「建設残土工事に対する適切な対応を求める意見書」を全会一致採択を

出席議員40名中17名が賛成・党派を超えた運動の成果

日本共産党中央委員会が提案



第11号様式の5（第5条関係）

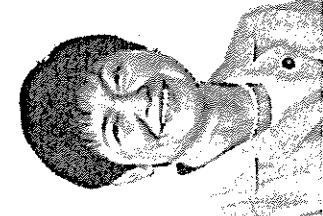
政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 山村 幸穂

年月日	2022年2月14日他			
表題と発行部数	山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2022年1月号 (47000枚)			
対象者	奈良市民			
配布方法	新聞折込（44500枚）、街頭配布・ポスティング等（2500枚）			
発行目的	11月定例奈良県議会での本会議発言、委員会質問を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く			
按分率の説明	すべて政務活動			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・11月県議会でおこなった討論や委員会での質問の内容を広く県民に知らせ、意見を聞く。 ・2022年度奈良県予算編成にあたって県民の願いを実現する予算要望書を提出。その内容を詳しく公報した。 ・県と市町村とで急速にすすめている自治体のデジタル化は、はたして県民にとって良いことばかりなのか個人情報保護など課題は何かと理事者にただしだが、答弁をさけたため、県民の間に生じる不公平、格差をつくらないよう強く求めた。 ・県政への要望内容を写真等で紹介し、意見・要望を聞く。 			
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷代	関西共同印刷所	190300円	47000枚分×1.1(消費税)
	新聞折込代	奈良産経企画	137060円	@2.8円×44500枚分×1.1(消費税)
	合計 327360円（すべて政務活動、100%充当）			
備考	添付資料：山村さちほです（山村さちほの県議会だより）2022年1月号			

注 発行した広報紙を添付してください。

こんにちは 山村さちほです



山村さちほの県議会だより

■ 調問をお待ちしています ■
毎日更新、お読みください。

山村さちほ
議員

2022年1月
県議会報版

日本共産党奈良県議員団
奈良市笠大路町30奈良県議会内

tel 0742-275291
fax 0742-271492
e-mail naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

大型開発をやめて、口子対策の徹底、営業と雇用に心をこしする奈良県予算に

2022年県予算要望を提出

まさから寄せられた要望を6つの重点項目①口子対策・医療と保健所体制強化など感染症対策、②暮らしと営業・雇用を守り持続可能な地域づくり、③すべての子どもの学びを保

障し、センター平等で、④大型開発をやめて、命じくらしを

守る、⑤気候危機打撃CO2削減、再生可能エネルギーの利

用促進、⑥平和と憲法を守る、⑦40項目と個別要望281項目

にまとめ提出しました。

新年度予算編成に実現できるものと懇願します。



高井知事（右）に予算要望書を
手渡し、贈呈する共産党議員団



県立奈良高校と平城高校の融合をすすめる請願を可決

県立奈良高校を廃止して、奈良高校に置き換える高校統合計画には、大きな反対運動がありました。県議会では賛成多数（日本共産党は反対）で可決され、来年4月には平城高校は最終になります。

平城高校の関係者から、これまでの伝統を断絶させるのではないか

く奈良高校に引きついでほしいとの話題が出て、賛成多数で可決されました。

平群町メガソーラー

県太陽光発電所開発しを求める請願を否決

平群町の住宅地のすぐ上にある森林を伐採して開拓するメガソーラー

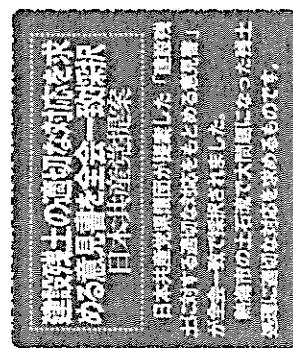
は災害の危険があり、事業者は信

のアーティストで申請するなど不誠実を

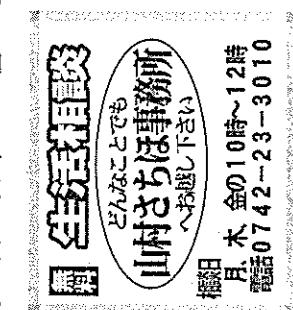
あることから、住民が許可の取り消

しを求めていました。

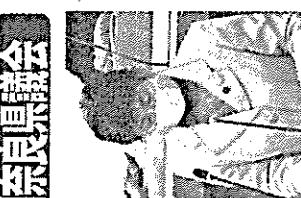
日本共産党は賛成ましたが、反対多数で否決となりました。



個人の意見を奪い、民間や農地に大きな圧力となり、地域経済へのマイナスの影響となるとして反対しました。



一般職の期末手当引き下げ条例に反対



1月定期奈良県議会

県議会議員として、手当の明細を査定して、平均で5万円余の減額となりました。

政府が実施を見送り、全国

議員衆院を賛成しました。中での引き下げは地方公務員や臨時雇用体民間への影響が大きくなる懸念も含め、年末一時金を削除して、年末一時金

ロナ禍で懸命に頑張っている県

どなんごとでも
山村さちほは事務所
へお越し下さい

月木 金の10時~12時

電話 0742-23-3010

多くの苦難が「気候危機が心配」「センター平等社会へ」の懸念をもつてあります。若い人们が希望の持てる社会へ、市民と野党の共闘をさらに強く、連携して頑張ります。今年もよろしくお願いします。

お元気ですか

新年おめでとうございます。

口子の中でも民青同盟が取り組む「学生食糧支援活動」では、「学費が高い」「奨学金が返済できないか不安」「バイトが減って食費を切り詰めている」と、学生たちの切実な声を聞きました。

多くの苦難が「気候危機が心配」「センター平等社会へ」の懸念をもつてあります。

若い人们が希望の持てる社会へ、市民と野党の共闘をさらに強く、連携して頑張ります。

今年もよろしくお願いします。

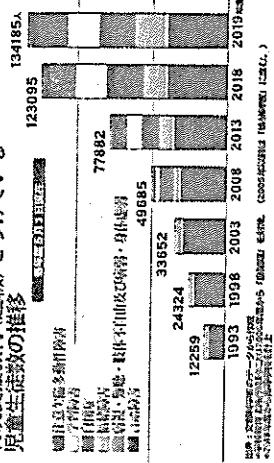
ならうじばくみ条例

県では「ならうじばくみ条例」の制定をぬりしてきました。条例に子どもたちの権利保護をしきり生かすのか? 前事務でねりひや自身の意見を聞き、反対するが求めました。

自身の意見を聞き、反対するが求めました。



特別支援教育(通級)をうけている児童生徒数の推移



いう現状です。

国の調査やや県調査の結果ある子たちが近年急増していることが明らか(企上グラフ=特別支援教育を受ける子どもが増加しています)です。実際に見合って医療・相談、支援体制の強化を進めました。また、保健の現状でも、保健室に医師のあらゆる子たちが増えており、実態に見合った保健士の配置を求める声が寄せられています。

県としてまずは実態調査をす

してもらえる医療機関が少なく、県

では診察の予約がとりづらいと

感じています。医療機関は

公立高等学校の学習教育費は

4万円~380円(授業料や学習費

にかかる料金で約39万円)

にのぼっています。学校調査金教

るなど実情を把握するように求めました。

● 県立高校のパソコン購入負担が大きい」との声

45歳未満の公立高等学校の調査(平成30年)で

は、公立高等学校の学習教育費は

4万円~380円(授業料や学習費

にかかる料金で約39万円)

が伸びる恐れがあること多くの職員から

危険作業は禁じられています。本来危険作業

などのテクニカルな進歩は人々の幸福や健

康のため・仕事の向上に役立てなくては

なりません。

一昔前は個人情報の保護条例について政

府は自治体独自の条例をやめ県が一律の

規制を定め保護の範囲をせめようとして

います。現在の条例では、外洋に個人情報

を提供する場合に本人の同意・本人に通知

する義務・個人情報の目的外利用を原則禁止としていま

す。今後も個人情報の目的外利用の中止を求

める傾向不動に堅実・利口・操作性の個人

情報の消去請求する権利を明確に定める

よう求めました。

政府は個人情報保護を強化するよう、既

に以上の負担はできないじつは、これが多く寄せられています。

県立高のICT教育のためのパソコンの購入を全額自己負担しました。全国では18の自治体が公費で整備(貯金3)しま

す。ロボット機器について、子供の運営が困難な大企業などは、公費で賃貸するなど負担額を求めていました。

第11号様式の11（第5条関係）

2021年度事務所状況報告書

会派・議員名 山村 幸穂

①・ 務活動 事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良市西木辻町200番地の21 岡井ビル1階西側(店舗兼居宅) 電話 0742(23)3010 延べ床面積 約43.0m ²
③他用途との 兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ■後援会の事務所 □政党事務所 □その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件(賃貸借契約先 所有者 ■第三者 □自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) □自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の 考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態(使用面積又は使用時間による) ■事務所全体面積 43.0m ² (a) うち政務活動使用面積 21.5m ² (b) □事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 21.5/43.0 → 按分率 50%
⑥事務所賃借料 の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 50% (按分率の考え方：後援会事務所との面積按分)
⑦駐車場代の 計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 □来客専用 按分率 / □来客兼用 按分率 / (按分率の考え方：)
⑧光熱水費・ 維持管理費の 計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 50% (按分率の考え方：事務所賃借料と同率)
⑨備考	賃貸借住宅標準契約書を添付 (平成17年8月31日付「契約書」第3条、契約内容に異議、変更がないとき、契約を継続するにしたがって、継続する)

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

賃貸借住宅標準契約書

岡井ビル
1F面倒

平成 17 年 8 月 31 日



社団法人 奈良県宅地建物取引業協会制定

賃貸借契約書(店舗・事務所)

所在	奈良市西木辻町20番20、200面積21		
物件名	尾井ビル(1F西側) 契約区画		
構造	鉄骨造3階建	専有面積	43.3m ² (13坪)

賃貸借期間		平成17年9月1日～平成18年8月31日まで2年間		
保証金		円	税額	円
賃料	金80000(込)	円	税額	円
共益費		円	税額	円
解約引		円	税額	円
礼金	金25000(込)	円	税額	円
水道代	金3000(込)	円	税額	円
杂件		円	税額	円
支払期限	毎月月末日迄に指定された方法で支払う。			
支払方法	(自動引き落し 銀行振込)郵便局銀行	名義人	支店	
使用目的	普通・当座	預金口座番号	No.	
		賃約束書	(6ヶ月前予告)	賃主()ヶ月前予告
特約条款	別紙特約条項参照			

賃主	様	後日残り本を清算します
	/本	No. メーカー
	/本	No. メーカー
	/本	No. メーカー

鍵預り書

賃主	様	後日残り本を清算します
	/本	No. メーカー
	/本	No. メーカー
	/本	No. メーカー

お預かりした鍵を万一紛失した場合、その鍵の次回費用を負担致します。

平成 年 月 日

借主 山村幸作

賃主（甲）と借主（乙）との間ににおいて、本日賃貸契約を締結し、その成立を証する

為本書式通を作成し、甲・乙記名押印の上各自を連署を保有する。

契約条項 (店舗・事務所)

第 1 条 (契約の締結)

賃主(以下「甲」という)はより賃借主(以下「乙」という)は、様式表示物件(以下「本物件」という)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結す。

第 2 条 (使用目的)

乙は、本物件を店舗・事務所としてのみ使用しなければならない。
2. 乙は、本物件内に居住し、もしくは乙の家族、従業員その他の者を居住させてはならない。

第 3 条 (契約期間)

契約期間は様式表示の賃貸期間とする。

第 4 条 (賃料)

1. 本契約の賃料額が満了する日までに甲・乙双方異議がなければ本契約は同一条件で更新されたものとする。
2. 賃料、共益費等は賃貸表示金額のとおりとし、乙は様式表示の支払期限、支払方法にて一括して支払うものとする。なお、送金手数料は乙の負担とする。

第 5 条 (保証金)

1. 賃料、共益費等は前条規定によることとする。
2. 本物件の明け渡し後までは、保証金をもって賃料、共益費等の債務と相殺をすることができる。
3. 本物件の明け渡しがあつたときは、様式表示金額を償付するものとする。また甲は、保証金等の返却を差押されなければならない。

第 6 条 (退去届出)

1. 本契約が月の中止の場合、賃料、共益費、駐車料金等はその月の日数による日割計算とし、余暦が月の場合は、本賃料金等を改定することができる。
2. 本契約が月の中止の場合、賃料、共益費、駐車料金等は行わせず月全金額を支払うものとする。

第 7 条 (賃貸の相手)

1. 本契約締結と同時に、本契約に基づく債務を担保とするため保証金(以下「保証金」という)として、保証金額を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費等の債務と相殺をすることができる。
3. 本物件の明け渡しがあつたときは、様式表示金額を償付するものとする。また甲は、保証金等の返却を差押されなければならない。

第 8 条 (賃貸の相手)

1. 本物件の明け渡し時に賃料等の額を保証金等から差し引くことができる。
2. 本物件が存在する場合には、当該債務の額を保証金等から差し引くこととする。
3. 甲は、本物件の不履行が存在する場合には、賃料等の額を保証金等から差し引くこととする。
4. 乙は、保証金等に対する賃料等を第三者に譲渡または賃貸の担保の用に供してはならぬ。

第 9 条 (賃貸の相手)

1. 本物件の相手は、甲が乙に支払うべき金額の支払いを宣言したときは、各支払日から翌日から前5日(常規、共益費等)による遅延損害金を付するものとする。
(遅延損害金)

第 10 条 (賃貸の相手)

1. 本物件本体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行う業者を負う。
2. 本物件本体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕(送電、配管、配水、天井、床等に附着する等)は乙の負担とする。
3. 第1・2項の業者組織所を実績した場合は、業者を負い、かつ乙の負担に属する。
(業者)

第 11 条 (賃貸の相手)

1. 乙が以下の行為をする場合、甲に監修回数等を提出しらかじめ文書により甲の承認を得るものとする。これに準ずる費用は乙の負担とする。
2. 本物件本体および共用部分並びに共用設備の新設・増設、改修、移転、改造、改修等もしくは機械等を本物件の壁面に附着する等の業者を負う。
3. 本物件の出入り口扉、外壁、外壁面、給排水、ガス、電気、天井、床等に附着する等の業者を負う。
4. 本屋の塗装等を行うその他の業者を負う。
5. 本物件出入り口扉の塗装等を行う。
6. 鍵板および広告看板等の塗装を行ふ。
7. その他本物件の原状を変更する。

第 12 条 (賃貸の相手)

1. 甲は、以下のことををしてはならない。
2. 本物件の構造、形状、間仕切り、遮音室の新設等は換換業者たる第三者に一部を第三者に賃貸(専用部屋の行為を含む)することとする。本物件の構造、形状、間仕切り、遮音室の新設等は本物件の整備内に沿って工事の段階を進める。
3. 本物件の内外において、危険な火気、可燃性物の取扱いや、危険な行為、噪音、悪臭の発生その他の迷惑の発生となる行為や、非生上有害となる行為及び、本物件に影響を及ぼす行為をすること。
4. 本物件の階段、廊下等の共用部分および敷地内に物を置き、自らに占有を擅用すること。
5. その他の別に定める管理規定に違反する行為をすること。

第 13 条 (賃貸の相手)

1. 乙は、以下のことををしてはならない。
2. 甲は本契約締結時に、甲に対し商業登記簿原本を交付するものとする。本契約期間中で甲がその代表者、西号、会社登記、変更登記、資本構成、住所、改印等本契約に掲載しない範囲の重要な変更がちつた場合は、遅滞なく甲に付ししその要領を乙に伝する義務を負してその旨を通知するものとする。
3. 乙は本物件における業者表示の登録時間をおらかじめ甲に通知するものとする。また、營業時間を変更する場合も同様とする。

第 14 条 (賃貸の相手)

1. 乙は本契約締結時に、甲が賃った損害おもしくは被損して本物件の使用が不可能となつた場合は、甲はその責任を負わない。
2. 本契約締結により本物件の全部または一部が賃主もしくは被損して本物件の使用が不可能となる場合、本契約は当然終了する。

第 15 条 (賃貸の相手)

1. 本物件の維持、保全のため行う工事に基づきこの製造した損害については、甲に請求することはできない。

17年8月3日

重要事項説明書(質貸借)

宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。

主たる事業所所在地
免許番号
主たる事業所 所在地
TEL

販売者名・氏名	西村井心	國井洋子(筆記)、西村政(筆記)、西村洋子(筆記)
所在地	奈良市西木辻町200番地の2	

物件番号	名称	面積	下限價	号室
西	ス	共用	常	有・無
水	道	共・無(都市・ <input checked="" type="checkbox"/>)	最	房 有・無
浴	室	共・共・無(<input checked="" type="checkbox"/>)	電	路 有・無
ト	レ	共・共・無(承達・返却)	照	明 有・無
暖	台	共・共用	エレベータ	有・無
給	湯	有・無	ペランダ	有・無

契約期間	平成17年9月1日より平成19年8月30日まで2年間
原屋金・敷金	金額
貸 料	金
保 証 金	(月額)
共益費	(月額)
駐車料	(月額)
仲介手数料	金額
水道代	金額

依託書等	各種敷引業連合会の名義貸付会 社建築物賃貸借の登記所所在地	全国宅建業者連合会 地主子連絡会員登記会員登記部	夏宮都千代田区北新宿2丁目27号 京都市大安寺町136-3
に属する 説明事項	地主子連絡会員登記会員登記部	夏宮都千代田区北新宿2丁目27号 京都市大安寺町136-3	
用 途	住居・店舗・事務所	私道負担 有・無	負担金無し

前項に記載の欄に該当する事項

無

《報酬額表》

○昭和四十五年建設省告示第千五百五十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第十七条第一項(現行第46条第一項)の規定により、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に因して受けることのできる報酬の額を次のとおり定める。

第一 先買又は交換の媒介に関する報酬の額
宅地建物取引業者が宅地又は建物(建物の一部を含む。以下同じ。)の売買又は交換の媒介に関する報酬から受けけることのできる報酬の額は、依頼者の一方につき、それぞれ、当該売買に係る代金の額(当該売買に係る報酬資産の建設等につき課せられるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課せられるべき消費税額に相当する額を含まないものとする。)又は当該交換に係る宅地会社(当該交換に係る報酬資産の建設等につき課せられるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課せられるべき消費税額に相当する額を含まないものとし、当該交換に係る宅地又は建物の価額のうちいか多い価額ととする。)を次の表の表の金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額を向ことする。

二百萬円以下の金額	百分の五
二百萬円を超えて四百万円以下の金額	百分の四
四百万円を超える金額	百分の三

第二 先買又は交換の代理に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買又は交換の代理に因して依頼者から受けけることのできる報酬の額の合計額は、第一の計算方法により算出した金額の二倍以内とする。ただし、宅地建物取引業者がから受けける報酬の額が第一の計算方法により算出した金額の二倍を超えてはならない。

第三 賃借の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の賃借の媒介に関する報酬の額(当該賃借は建物の修理等につき課せられるべき地方消費税額の二倍以内とする。ただし、その報酬の額と代理の依頼者がから受けける報酬の額の合計額は第一の計算方法により算出した金額の二倍を超えてはならない。

第四 賃借の代理に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の賃借の代理に因して依頼者から受けけることのできる報酬の額の合計額は、当該宅地又は建物の賃借(当該賃借は建物の修理等につき課せられるべき地方消費税額及び当該消費税額を課税標準として課せられるべき地方消費税額に相当するものとし、当該媒介が後用賃借に係るものである場合においては、当該宅地又は建物の通常の賃貸と同様のものとする。以下同じ。)の一ヶ月分に相当する金額以内とする。この場合において、居位の費用に係る建物の賃借の代理の依頼者の方から受けけることのできる報酬の額は、当該媒介の依頼を受けけるに当たつて当該依頼者の承認を得ている場合は、賃貸の一ヶ月分の二分の一に相当する金額以内とする。

第五 指定料金の指定がある場合の特例

宅地建物取引業者が宅地又は建物の賃借の代理に因して依頼者から受けけることのできる報酬の額は、当該宅地又は建物の賃借の一ヶ月分に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該賃借の媒介にから受けける報酬の額(当該賃借は建物の修理等につき課せられるべき地方消費税額及び当該消費税額を課税標準として課せられるべき地方消費税額に相当するものとする。)を先買に係る代金の額とみなして、第一又は第二の規定による。

第六 第一から第五までの規定によるない報酬の受取の禁止

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に因して受けけることのできる報酬の額の合計額によろほか、報酬を受けることができない。ただし、依頼者の依頼によつて行う広告の料金に相当する額及び当該代理又は媒介に係る消費税額及び当該消費税額を課税標準として課せられるべき地方消費税額に相当する額については、この限りでない。

別1案件手続の各項目	木造2階建の
専用面積	36.120
延床面積	14.744
土地面積	10.000
その他特約項	

1. 家賃は毎月 未記入 に翌月分を貸主負担で支払うこと。
2. 貸主の指定がある場合、貸主指定の住主総合保険に、入居期間中は加入のこと。
3. 貸主の指定がある場合、入居者に加入のこと。
4. 借主が法人の場合、入居者を代理りどし、入居者は借主の従業員とその家族に限

契約解除に関する事項

1. 入居申込書に於て債務の事実の虚偽や、不正な手段により本物件を貰得したとき、契約終了の手続を実施して貸主は、その旨を依頼して契約の履行に着手するまるごとが出来来る。
1. 本契約上の手続は賃業者にて貸出として当事者の一方が契約の履行に着手するまるごとが出来来る。
1. 借主が下記指定日までに契約の履行がなきれない時は、前項による解除権を行使したものとみなし、当該借主をして要せざる契約を解除される。
1. 本物件の内例外にて、動物(ペット等)の飼育をした場合は即時契約を解除できるものとする。
1. 貸料共益費等の支払を2ヵ月分以上連続して滞納の時は催告なしで契約の解除をする。
1. 借主又は入居者(同居者を含む)が暴力団ないし過激派關係者と判明した時は即時契約を解除できる。
1. 本契約を終了する場合は、甲に對し旨面をもってしなければならない。

	手付日	決済日	引渡日	日割家賃
平成27年8月26日	平成27年8月26日	平成27年8月26日	平成27年8月26日	10,000円

上記の通り重要事項の説明をうけ、重要な事項説明書を受領しました。

平成27年8月26日
金沢市西本郷226番地アパート302号
生

氏名 山本 幸一

主担当者	副担当者
------	------

附則(建設省告示第三十七号)

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

2021年度雇用状況報告書(その1)

会派・議員名 山村 幸穂

① 雇用者	氏名 住所 電話番号																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																												
③ 雇用期間	2021年4月1日～2022年3月31日																												
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																												
⑤ 給料(賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																												
⑥ 按分率の考え方	<p>■勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 <input type="checkbox"/>按分率 1/1 い、その分を政務活動費として充当する(他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>(19日) 71.0</td> <td>103.0</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>(17日) 68.0</td> <td>92.5</td> <td>24.5</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>(21日) 68.0</td> <td>92.5</td> <td>24.5</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>(21日) 56.0</td> <td>79.5</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>(19日) 56.5</td> <td>85.5</td> <td>29.0</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>(19日) 68.5</td> <td>94.5</td> <td>26.0</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → <input type="checkbox"/>按分率 /</p> <p><input type="checkbox"/>職務内容による場合() → <input type="checkbox"/>按分率 /</p>	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)	4月	(19日) 71.0	103.0	32.0	5月	(17日) 68.0	92.5	24.5	6月	(21日) 68.0	92.5	24.5	7月	(21日) 56.0	79.5	23.5	8月	(19日) 56.5	85.5	29.0	9月	(19日) 68.5	94.5	26.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)																										
4月	(19日) 71.0	103.0	32.0																										
5月	(17日) 68.0	92.5	24.5																										
6月	(21日) 68.0	92.5	24.5																										
7月	(21日) 56.0	79.5	23.5																										
8月	(19日) 56.5	85.5	29.0																										
9月	(19日) 68.5	94.5	26.0																										
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ■出向に関する覚書 ■賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 ■社会保険関係書類																												
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																												
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員(現在4人)で分担する(1/4)																												

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

第11号様式の12(第5条関係)

2021年度雇用状況報告書(その2)

会派・議員名 山村 幸穂

① 雇用者	氏名 住所 電話番号																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																												
③ 雇用期間	2021年4月1日～2022年3月31日																												
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																												
⑤ 給料(賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																												
⑥ 按分率の考え方	<p>■勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 <input type="checkbox"/>按分率 1/1 い、その分を政務活動費として充当する(他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月</td> <td>(19日) 70.0時間</td> <td>97.5時間</td> <td>27.5時間</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>(19日) 70.5</td> <td>95.5</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>(19日) 76.0</td> <td>105.5</td> <td>29.5</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>(17日) 70.0</td> <td>98.0</td> <td>28.0</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>(18日) 73.0</td> <td>91.5</td> <td>18.5</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>(22日) 84.5</td> <td>121.0</td> <td>36.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>□勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → <input type="checkbox"/>按分率 /</p> <p>□職務内容による場合 () → <input type="checkbox"/>按分率 /</p>	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)	10月	(19日) 70.0時間	97.5時間	27.5時間	11月	(19日) 70.5	95.5	25.0	12月	(19日) 76.0	105.5	29.5	1月	(17日) 70.0	98.0	28.0	2月	(18日) 73.0	91.5	18.5	3月	(22日) 84.5	121.0	36.5
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)																										
10月	(19日) 70.0時間	97.5時間	27.5時間																										
11月	(19日) 70.5	95.5	25.0																										
12月	(19日) 76.0	105.5	29.5																										
1月	(17日) 70.0	98.0	28.0																										
2月	(18日) 73.0	91.5	18.5																										
3月	(22日) 84.5	121.0	36.5																										
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類																												
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																												
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員(現在4人)で分担する(1/4)																												

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

事務局職員の出向に関する覚書

(福利厚生)

第十一条 出向者の福利厚生については、甲の規定を適用する。

日本共産党奈良県委員会（以下「甲」という）と日本共産党奈良県会議員団（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の勤務条件及び出向者の経費の負担等に關し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第一条 甲は出向者乙において乙の指導のもと、出向者の技能及び知識を持って乙の政務調査活動に従事させることにより、乙の政務調査活動を充実させ、議員団活動を向上させることを目的とする。

（出向者）

第二条 出向者は次の者1名とする。
[出向者名] [出向者印]

（出向期間）

第三条 出向者の甲から乙への出向期間は、2021年4月1日から2022年3月31日までとする。

（出向先事業所名及び所在地）

第四条 出向先事業所及び所在地は次のとおりとする。
事業所名 日本共産党奈良県会議員団
所在地 奈良市登大路町30奈良県厅内（議会棟 日本共産党議員控室）

（身分）

第五条 甲は、出向者を在籍させたまま、乙の勤務員として出向させる。

（勤務等）

第六条 出向者の就業時間、休憩時間、休日、休暇等の勤務に関する事項（ただし、年次有給休暇を除く）は、乙において定める規定を適用する。

（年次有給休暇）

第七条 出向者の年次有給休暇は、甲の規定を適用する。

（賃金及び賞与）

第八条 出向者の賃金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、乙は甲に対し出向者の基本給及び賞手当相当分を負担するものとする。
ただし乙が負担する額は、出向者が県会議員団の事務局員として從事する政務活動の活動と政党活動等の活動などを厳格に区別し、出向者が從事した改選調査活動に係る実費について負担するものとする。
2 乙が負担する額は、出向者の從事した政務活動に係る実費額を精算して毎月1日から月末までの分を、翌月上旬までに甲に対して支払うものとする。

（社会保険の附帯等）

第九条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において繰替加入の上、これにかかる事業主負担保険料は甲が負担する。
2 出向者の労働者災害保障保険は、甲において附保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する。

（出向期間中の費用）

第十条 出張旅費等乙の業務命令にともなって発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が出向者に対し直接支給する。
2 通勤に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

（福利厚生）

第十二条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を復帰させることができる。

- （1）出向者が、乙の定める就業規則に規定する解雇又は退職の事由に該当するとき。
- （2）出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- （3）甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- （4）出向者の受け入れ目的が達成又は達成したと認められるとき。

（連絡調整）

第十三条 甲及び乙は、出向者の次の事項に関し、相互に連絡調整を図るものとする。

- （1）甲から乙への連絡調整事項
 - イ 出向者の履歴に関する事項
 - ロ その他乙から求められた事項
- （2）乙から甲への連絡事項
 - イ 出向者の乙における業務内容
 - ロ 出向者の勤務時間、休日及び休暇
 - ハ 出向者の勤務状況
 - ニ その他甲から求められた事項

（連絡の解消）

第十四条 この覚書に關して誤謬が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上解消するものとする。

（有効期間）

第十五条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から第三条の出向期間の末日までとする。

（変更及び解除）

第十六条 この覚書の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知したうえで、この覚書の内容の変更若しくは解除をすることができる。

この覚書を確認するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2021年4月3日
奈良市四条町30奈良県厅内
日本共産党奈良県会議員団
委員長 沢野 雄一
[押印]

所在地 奈良市四条町30奈良県厅内

事業所名 日本共産党奈良県会議員団

代表者 委員長

2021年4月3日
奈良市四条町30奈良県厅内
日本共産党奈良県会議員団
委員長 沢野 雄一
[押印]

所在地 奈良市四条町30奈良県厅内

事業所名 日本共産党奈良県会議員団

代表者 委員長

2021年4月3日
奈良市四条町30奈良県厅内
日本共産党奈良県会議員団
委員長 沢野 雄一
[押印]

所在地 奈良市四条町30奈良県厅内

事業所名 日本共産党奈良県会議員団

代表者 委員長

2 通勤に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

第11号様式の14(第5条関係)

政務活動補助業務賃金合帳(2021年度)

【議員名】日本共産党奈良県会議員団

【議員名】日本共産党奈良県会議員団

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

出向職員の政務活動事務補助職員労災保険料事業者負担分月別内訳			
年月日	給与額(議員分担分)	労災保険事業者負担分(3/1000)	
2021. 5. 16	2021年04月分	31950円	95円
2021. 6. 21	2021年05月分	30600円	91円
2021. 7. 09	2021年06月分	30600円	91円
2021. 8. 16	2021年07月分	25200円	75円
2021. 9. 15	2021年08月分	25425円	76円
2021. 10. 22	2021年09月分	30825円	92円
2021. 11. 08	2021年10月分	31050円	93円
2021. 12. 13	2021年11月分	31725円	95円
2022. 1. 06	2021年12月分	34200円	102円
2022. 2. 08	2022年01月分	31500円	94円
2022. 3. 10	2022年02月分	32850円	98円
2022. 4. 04	2022年03月分	38025円	114円
			1116円